

シンガポール

商標法

2007 年法律第 3 号改正

2007 年 7 月 2 日施行

目次

第 I 部 序

第 1 条 簡略名称

第 2 条 解釈

第 3 条 侵害にあたる商品，材料又は物品および模造商品または模造商標の意味

第 II 部 商標登録

序

第 4 条 登録商標

商標登録出願

第 5 条 登録出願

第 5A 条 登録出願の分割

第 6 条 商品及びサービスの分類

登録拒絶理由

第 7 条 登録拒絶の絶対的理由

第 8 条 登録拒絶の相対的理由

第 9 条 正当な同時使用の場合の相対的理由の提起

優先権

第 10 条 条約出願の優先権主張

第 11 条 他の関連する外国出願からの優先権の主張

登録手続

第 12 条 出願審査

第 13 条 公告及び異議申立手続

第 14 条 出願の取下，制限又は補正

第 15 条 登録

第 16 条 認容の取消

連続商標

第 17 条 連続商標の登録

登録商標の有効期間，更新及び変更

第 18 条 登録期間

第 19 条 登録の更新

第 20 条 登録商標の変更

取下，取消及び無効

第 21 条 登録商標の取下

第 22 条 登録の取消

第 23 条 登録無効の理由

第 24 条 黙認の効果

雑則

第 25 条 その他の書類の補正

第 III 部 登録商標の所有者の権利及び救済

登録商標の所有者の権利

第 26 条 登録商標によって付与される権利

第 27 条 登録商標の侵害となる行為

第 28 条 侵害とならない行為

第 29 条 登録商標により付与される権利の消尽

第 30 条 権利の部分放棄又は制限を条件とする登録

侵害訴訟手続

第 31 条 侵害訴訟

第 32 条 違反標章の消去等を求める命令

第 33 条 侵害にあたる商品，材料又は物品の引渡しを求める命令

第 34 条 侵害にあたる商品，材料又は物品の処分に関する命令

第 35 条 侵害訴訟手続の根拠なき威嚇に対する救済

第 IV 部 財産の対象としての登録商標

第 36 条 登録商標の性質

第 37 条 登録商標の共有

第 38 条 登録商標の譲渡等

第 39 条 登録商標に影響を与える取引の登録

第 40 条 信託及び衡平法上の権利

第 41 条 財産の対象としての商標の登録出願

第 V 部 ライセンス許諾

第 42 条 登録商標のライセンス許諾

第 43 条 排他的ライセンス

- 第 44 条 侵害の場合の使用権者の権利に関する一般規定
- 第 45 条 排他的使用権者は譲受人の権利及び救済を有すること

第 VI 部 違反

- 第 46 条 商標の模造
- 第 47 条 登録商標の商品及びサービスへの不正適用
- 第 48 条 違反のための物品の作成又は所有
- 第 49 条 商標を不正に適用した商品の輸入又は販売
- 第 50 条 登録簿の偽造等
- 第 51 条 商標が登録されたと虚偽の表示すること
- 第 52 条 禁じられた紋章又は旗章の商標上の表示
- 第 53 条 有罪の場合の物品の没収及び破棄
- 第 53A 条 強制措置

第 VII 部 国際事項

マドリッド議定書等

- 第 54 条 マドリッド議定書等を発効させる規定を制定する権限

パリ条約, TRIPS 協定及び周知商標：補足規定

- 第 55 条 周知商標の保護
- 第 55A 条 周知商標の許可された使用
- 第 56 条 締約国の国章等：パリ条約第 6 条の 3 等
- 第 57 条 一定の国際機関の記章等：パリ条約第 6 条の 3 等
- 第 58 条 パリ条約第 6 条の 3 等に基づく通知
- 第 59 条 代理人又は代表者の行為：パリ条約第 6 条の 7 等

第 VIII 部 団体標章及び証明標章

- 第 60 条 団体標章
- 第 61 条 証明標章

第 IX 部 行政その他の補足規定

登録官

- 第 62 条 商標登録官及びその他の職員
- 第 63 条 登録官による委任
- 第 64 条 商標登録局
- 第 65 条 登録局の印章

登録簿

- 第 66 条 登録簿

- 第 67 条 登録簿の更正又は訂正
- 第 68 条 登録簿の閲覧及び登録簿の抄本

登録官の権限及び義務

- 第 69 条 登録官が裁定する費用
- 第 70 条 費用の担保
- 第 71 条 登録官に対する証拠
- 第 72 条 召喚に応じないことは違反である
- 第 73 条 証拠の付与を拒絶することは違反である
- 第 74 条 庁の行為に関する責任の免除
- 第 75 条 登録官に対する上訴
- 第 76 条 様式及び登録官の指示

様式, 手数料, 就業時間及び公告

- 第 76 条 様式
- 第 77 条 手数料
- 第 78 条 就業時間及び非就業日
- 第 79 条 商標出願等の公告

商標代理人

- 第 80 条 代理人の認知

第 X 部 国境警備当局による支援

国境強制措置

- 第 81 条 この部の解釈
- 第 82 条 侵害にあたる商品の輸入制限
- 第 83 条 差押の債務又は費用に対する担保
- 第 84 条 差押商品の安全な保管
- 第 85 条 差押通知
- 第 86 条 差押商品の検査, 解放等
- 第 87 条 同意による差押商品の没収
- 第 88 条 輸入者に対する差押商品の強制解放
- 第 89 条 訴訟を提起しないことに対する賠償
- 第 90 条 登録商標の侵害訴訟
- 第 91 条 差押商品の管理の維持
- 第 92 条 没収命令が出された差押商品の処分
- 第 93 条 不十分な担保
- 第 93A 条 模造商品の留置と検査

搜索権

- 第 94 条 船舶、航空機及び自動車に関連する搜索権
- 第 95 条 包装等の検査
- 第 96 条 包装及び商品を警察署又は検査場へ移動させる権限
- 第 97 条 人及び荷物の検査
- 第 98 条 一定の構内に立ち入るための授権職員の権限
- 第 99 条 妨害
- 第 100 条 政府等の免責

第 XI 部 雑則及び一般規定

- 第 101 条 登録は一応の証拠となること
- 第 102 条 争点とされた登録の有効性の証明書
- 第 103 条 登録官の証明書
- 第 104 条 裁判所に対する手続の費用
- 第 105 条 商標の使用の立証責任
- 第 105A 条 犯罪の示談
- 第 106 条 裁判所の管轄権
- 第 107 条 パートナーシップ又は法人がなした違反
- 第 108 条 規則を制定する権限
- 第 109 条 経過規定

附則 1 (第 60 条) 団体標章

附則 2 (第 61 条) 証明標章

附則 3 (第 109 条) 経過規定

法制定の歴史 (省略)

比較表 (省略)

第I部 序

第1条 簡略名称

(1)本法は、商標法として引用することができる。

第2条 解釈

(1)本法において、文脈上他に要求されない限り、

「営業」には、取引又は専門職による業務を含む。

「営業標章」とは、グラフィックとして表現でき、営業を識別するために用いられる標識をいう。

「証明標章」とは、第61条において与えられる意味を有する。

「団体標章」とは、第60条において与えられる意味を有する。

「締約国」とは、

(a)第10条及び附則3(13)において、シンガポール以外の国又は領土で、

(i)パリ条約の同盟国、又は

(ii)世界貿易機関の加盟国であるものをいう。及び

(b)本法におけるその他の規定において、国又は領土で、

(i)パリ条約の同盟国、又は

(ii)世界貿易機関の加盟国であるものをいう。

「裁判所」とは、高等裁判所をいう。

商標に関して、「希釈化」とは、次のことがあるか否かにかかわらず商品またはサービスを識別または区別する商標の能力の減少を意味する。

(a)商標の所有者と他の当事者の間の競争、又は

(b)公衆に誤認をもたらす可能性。

「先の商標」とは、

(a)登録商標又は国際商標(シンガポール)で、(該当すれば)その商標について主張される優先権を考慮して、その登録出願が当該商標より先になされたもの、又は

(b)商標で、当該商標の登録出願日又は(該当すれば)その出願に関して主張される優先権の日において、周知商標とするものをいい、それに基づいて登録出願がなされており、登録された場合はかく登録されていることを条件として、(a)により先の商標となる商標を含む。

「地理的表示」とは、地理的表示法(Cap. 117B)第2条と同一の意味を有する。

「国際商標(シンガポール)」とは、第54条に基づき与えられる意味を有する。

「庁」とは、シンガポール知的所有権庁法(Cap. 140)に基づき設立されたシンガポール知的所有権庁をいう。

「パリ条約」とは、1883年3月20日にパリで調印され、随時改正又は変更された工業所有権の保護に関する条約をいう。

「所有者」とは、

(a)登録商標については、その名義で商標が登録されている者、又は

(b)未登録の周知商標に関しては、その商標を所有する者をいう。

「登録簿」とは、第66条に基づき登録官が備える商標登録簿をいう。

「登録官」とは、第62条にいう商標登録官をいい、同条にいう商標副登録官を含む。

「登録局」とは、第 64 条に基づき設立された商標登録局をいう。

「廃止法」とは、1998 年商標法 (Cap. 332, 1999Ed. により 1998 年法第 46 号を改正) により廃止された商標法 (Cap. 332, 1992Ed.) をいう。

「標識」とは、文字、単語、名称、署名、数字、図形、ブランド、標題、ラベル、チケット、形状、色、包装の外観又はこれらの組合せを含む。

「取引」とは、事業又は職業を含む。

「商標」とは、図形表示する能力があり、かつ、ある者が業として取り扱う又は提供する商品又はサービスと、その他の者がかく取り扱う又は提供する商品又はサービスを区別する能力のある標識をいう。

「TRIPS 協定」とは、WTO 協定附属書 1C に規定する知的所有権の貿易関連の側面に関する協定で、随時改正又は変更されたものをいう。

「周知商標」とは、

(a) シンガポールにおいて周知の登録商標、又は

(b) シンガポールにおいて周知でありかつ、次の者の未登録商標をいう。

(i) 締約国の国民、又は

(ii) そのような国に居住する者又は現実かつ実際に工業的又は商業的な企業を有する者当該者がシンガポールにおいて事業を営んでいるか否か又はのれんを有しているか否かは問わない。

「WTO 協定」とは、1994 年にマラケシュで調印され、随時改正又は変更された世界貿易機関を設立する協定をいう。

(2) 本法において商標というときは、ある者が業として取り扱う又は提供する商品又はサービスに付随するサービスに関連する商標を含み、当該サービスが有償で又は金銭的価値をもって提供されるか否かを問わない。

(3) 本法において商標というときは、文脈上他に要求されない限り、団体標章又は証明標章を含む。

(4) 本法において商標又は商標と同一の、類似の若しくは混同を生じる虞のある標識の使用 (又は使用の特定の記述) というときは、図形表示によるもの以外のその他の使用 (又は使用の記述) を含む。

(5) 本法において登録 (特に「登録商標」という表現において) というときは、文脈上他に要求されない限り、登録簿への登録をいう。

(6) 本法において、標識が商品、材料又はその他の事物に織り込まれる、押印される、刺繍される、添付又は付属される場合は、当該標識は、その商品、材料又は事物に適用されたとみなされる。

(7) (8) に従うことを条件として、本法の適用上、商標がシンガポールで周知であるかどうかの決定に際し、次の事実を含め、その商標が周知であるという推測ができるすべての事実を考慮するものとする。

(a) シンガポールにおいて公衆の、関連する分野で当該商標が知られている或いは認知されている度合い

(b) 次の継続期間、規模及び地理的範囲

(i) 商標の使用、又は

(ii) 当該商標が使用されている商品またはサービスに関する広告、宣伝、若しくは展示会又

は取引会での表示を含む，商標の普及促進。

(c) 商標が使用されている若しくは認知されている国又は領土における，登録商標の出願又は登録，並びに当該の出願又は登録の継続期間

(d) 何れかの国又は領土において，商標における権利の成功裏の実施，及び商標がその国又は領土の管轄当局により周知であると認識されている範囲

(e) 商標に関連する価値

(8) ある商標が，シンガポールにおいて，公衆の関連分野において周知であると決定された場合は，当該商標はシンガポールにおいて周知であるとみなされる。

(9) (7)，(8)における「シンガポールにおける公衆の関連分野」は，次を含める。

(a) 商標が使用されている商品またはサービスの，シンガポールにおけるすべての実際の顧客及び潜在的な顧客

(b) 商標が使用されている商品またはサービスの配布に関わるシンガポールにおけるすべての人

(c) 商標が使用されている商標またはサービスの販売に関わるシンガポールにおけるすべての事業と企業。

第3条 侵害にあたる商品，材料又は物品および模造商品または模造商標の意味

(1) 本法の適用上，

(a) 「侵害にあたる商品」，「侵害にあたる材料」及び「侵害にあたる物品」とは，それぞれ(2)，(3)及び(4)に従って解釈され，かつ

(b) 「模造商品」及び「模造商標」とは，それぞれ(5)，(6)に従って解釈される。

(2) 登録商標に関連して，商品又はその包装が当該標章と同一又は類似の標識を付しており，かつ，次に該当する場合は，当該商品は「侵害にあたる商品」とされる。

(a) 当該標章識を当該商品若しくはその包装へ適用することが登録商標の侵害であった場合

(b) 当該商品をシンガポールへ輸入することが提案されており，シンガポールにおいて当該商品若しくはその包装へ当該標章を適用することが登録商標の侵害となる場合，又は

(c) その他，当該標章が，登録商標を侵害する方法で商品に関して使用されている場合

(3) 登録商標に関連して，材料が当該標章と同一又は類似の標章を付しており，かつ，次に該当する場合は，当該材料は「侵害にあたる材料」とされる。

(a) 材料が，登録商標を侵害する方法で，営業文書として商品のラベル表示若しくは包装のために又は商品若しくはサービスを広告するために使用されている場合，又は

(b) かく使用することが意図され，当該使用が登録商標の侵害となる場合

(4) 登録商標に関連して，「侵害にあたる物品」とは，次の物品をいう。

(a) 当該標章と同一又は類似の標識の複製のために使用されているもの，及び

(b) ある者が，侵害にあたる商品又は材料を製造するために使用されていること又は使用されることを知りつつ又はかく信じる理由があつて，所持，保管又は支配しているもの

(5) 次に該当する場合，その商品は登録商標に関する「模造商品」である。

(a) 当該商標に関する侵害に当たる商品である場合及び

(b) 当該商品又はその包装に付された標章が模造商標である場合。

(6) 標章は，次に該当する場合，登録商標に関する「模造商標」である。

(a) 欺すことを意図して，登録商標と同一又は酷似しており，かつ

(b) 次の状況で，商品またはサービスに使用されている場合

(i) 登録商標の所有者による明示又は黙示の同意(条件を有する場合又はその他)を得てない場合，及び

(ii) 登録商標の所有者又は使用権者の本物の商品若しくはサービスであることを不正に表現する場合。

第II部 商標登録

序

第4条 登録商標

- (1) 登録商標とは、本法に基づく商標の登録により得られる財産権であり、登録商標所有者は、本法に規定する権利及び救済を有する。
- (2) 未登録商標の侵害を防止する又は侵害の損害賠償を回収するための手続は一切存在しない。ただし、本法の如何なる規定も、地理的表示法(Cap. 117B)に基づく詐称通用又は権利に関する法律に影響を与えるものではない。

商標登録出願

第5条 登録出願

- (1) 商標登録出願は、所定の方法で登録官に行う。
- (2) 出願には、
 - (a) 商標の登録出願を含め、
 - (b) 出願人の名称及び住所を陳述し、
 - (c) 商標の明瞭な表示を含め、
 - (d) 商標出願人が登録しようとする商標に関連する商品又はサービスを列挙し、
 - (e) 次の事項を記載する
 - (i) 商標が業として出願人により又はその同意を得て商品又はサービスについて使用されていること、又は
 - (ii) 出願人が、商標がそのように使用されるという善意の意思を有すること
- (3) 出願は、出願手数料及び適当とされるその他の手数料の納付を条件とする。
- (4) 商標登録の出願日は、次の条件を満たす最も早い日である。
 - (a) (2)にいうすべての条件を満たし、かつ
 - (b) (3)にいう手数料が何れも
 - (i) 納付済みである、又は
 - (ii) 登録官に納付済みと認められた。

第5A条 登録出願の分割

- (1) 本条及び(3)にいう規則に従うことを条件として、商標の登録出願は、出願人の請求に応じて2つ又は独立した幾つかに分割されて出願することができる。
- (2) (1)に基づく請求は、
 - (a) 次の方式で登録官に提出する。
 - (i) 所定の方法により、かつ
 - (ii) 商標登録前に提出する、及び
 - (b) 所定の手数料を納付する。
- (3) 大臣は、本条の目的を実現するために規則を定めることができる、その規則において、下記の事項を規定することができる。

- (a) 商標登録出願を分割することができる事情、
- (b) (1)に基づくある出願が登録官に許可されるに先だつて認められる条件、及び
- (c) 1つの商標登録出願を2つ又は幾つかの独立した出願に分割する効力

第6条 商品及びサービスの分類

- (1) 商品及びサービスは、商標登録の目的で、所定の分類システムに従って分類する。
- (2) 商品又はサービスが該当する類に関する疑問が生じた場合は、登録官が決定し、登録官の決定は最終とする。

登録拒絶理由

第7条 登録拒絶の絶対的理由

- (1) 次のものは登録されない。
 - (a) 第2条(1)の商標の定義を満たさない標章
 - (b) 識別性のある特徴を欠く商標
 - (c) 取引において種類、品質、数量、用途、価格、原産地、商品の製造若しくはサービスの提供の時期又は商品若しくはサービスのその他の特徴を指定することができる標章又は表示で専ら構成される商標、及び
 - (d) 現行の言語において又は誠実かつ確立した取引の慣行において慣例となった標章又は表示で専ら構成される商標
- (2) 登録出願日前に、なされた使用の結果、識別性のある特徴を実際に取得した場合は、商標は(1)(b)、(c)又は(d)により登録を拒絶されることはない。
- (3) 標章が専ら次で構成される場合は、商標として登録されない。
 - (a) 商品自体の性質に起因する形状
 - (b) 技術的成果を得るために必要な商品の形状、又は
 - (c) 商品に実質的な価値を与える形状
- (4) 商標が次の場合は、登録されない。
 - (a) 公序良俗又は道徳に反する場合、又は
 - (b) 公衆を欺瞞するような性質のもの(例えば、商品若しくはサービスの性質、品質若しくは原産地に関して)
- (5) 商標は、その使用がシンガポールにおいて成文法又は法の支配により禁じられる場合又はその範囲においては、登録されない。
- (6) 商標は、その出願が悪意でなされた場合又はその範囲においては、登録されない。
- (7) (2)に拘らず、商標がぶどう酒又は蒸留酒に関する地理的表示を含み又はこれで構成され、地理的表示が示す場所が原産地でないぶどう酒又は蒸留酒との関連で使用されている又は使用を意図されている場合は、商標は登録されない。
- (8) 商標がぶどう酒又は場合により蒸留酒の真正の原産地の表示、又は「種類」、「型」、「様式」、「模造品」その他の表現を有する又はこれらを伴うか否かに拘らず、かつ、地理的表示が当該商標において表現された言語とは無関係に、(7)が適用される。
- (9) 次の何れかの期日前に商標登録出願が善意でなされた、又は登録出願人若しくはその前権利者が商標を業として引き続き使用した場合は、商標は(7)により登録を拒絶されること

はない。

(a) 1999年1月15日前、又は

(b) 問題の地理的表示がその原産国において保護される前

(10) 問題の地理的表示がその原産国において、

(a) 保護されなくなった場合、又は

(b) 不使用となった場合。

(11) 第56条及び第57条に定める場合は、商標は登録されない。

(12) 大臣は、商標として登録できない場合、または一定の条件を満たさないと登録できない場合を特定する規則を制定することができる。

(13) 登録が(12)に基づき制定される規則に反する場合又はその範囲においては、商標は登録されない。

第8条 登録拒絶の相対的理由

(1) 商標が先の商標と同一であり、商標登録が求められる商品又はサービスが、先の商標の保護の対象である商品又はサービスと同一である場合は、当該商標は登録されない。

(2) 次のことを理由に、公衆の側に混同を生じる虞がある場合は、商標は登録されない。

(a) 商標が先の商標と同一であり、先の商標の保護の対象である商品又はサービスと類似する商品又はサービスについて登録しようとする事、又は

(b) 商標が先の商標と類似しており、先の商標の保護の対象である商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて登録しようとする事

(3) 商標登録出願が2004年7月1日より前になされ、当該商標が、

(a) 先の商標と同一又は類似のもの、及び

(b) 先の商標の保護の対象である商品又はサービスとは類似しない商品又はサービスについて登録しようとする後の商標は、

次の場合は登録されない。すなわち、

(i) 先の商標がシンガポールで周知である場合

(ii) 後の商標の登録を求める商品又はサービスに関する後の商標の使用が、その商品又はサービスと先の商標の所有者との関係を示すと思われる場合

(iii) 当該使用を理由に、公衆の側に混同を生じる虞がある場合、及び

(vi) 先の商標の所有者の利益が当該使用により損なわれる虞がある場合

(4) (5)に従うことを条件として、2004年7月1日又はその以降に提出された登録出願において、商標の全体又はその重要な部分が先の商標と同一又は類似する場合は、後の商標は、次の場合において登録されない。

(a) 先の商標がシンガポールにおいて周知であり、かつ

(b) 後の商標が使用する商品若しくはサービスは、

(i) 先の商標の所有者とこれらの商品、サービス間の関係を示すことができ、且つ先の商標の所有者の利益を損害する虞がある場合、又は

(ii) 先の商標がシンガポールで公衆にとって周知である場合は、

(A) 不正な方法で先の商標の識別的な特徴を希釈させる、又は、

(B) 不正に先の商標の識別的な特徴を利用する。

(5) 商標登録出願が先の商標がシンガポールで周知になる前に提出された場合は、当該商標

の出願は、(4)によりその登録を拒絶されないが、当該出願が悪意であることを示す場合はその限りではない。

(6) 商標の出願が悪意によるものか否かについて判断する場合は、当該出願人が出願時に先の商標の存在を知っている又はそう信じる理由があるか否かを考慮する。

(7) 次の理由によりシンガポールにおいて禁止された場合又はその限りにおいては、当該商標は登録されない。

(a) 未登録商標又はその他の標章を業として使用することを保護する法律(特に詐称通用の法律)における規則による場合

(b) (1), (2), (3)及び(a)にいうもの以外の先の権利による場合、特に著作権法及びその他の意匠の保護に係る法律による場合

(8) (7)に基づく商標の使用を妨げる権利を有する者が、本法においては当該商標に関する先の商標の所有者とされる。

(9) 登録官は、先の登録商標又は他の先の権利の所有者が同意を与えれば、自己の裁量で商標を登録することができる。

(10) 登録官は、先の登録商標又は他の先の権利の所有者が第13条に従って、登録官に、登録への異議申し立ての通知をしない場合、自己の裁量で(3), (4), (7)にいう商標を登録することができる。

(11) 第(2)条(1)の「先の商標」の定義(a)による先の商標で、その登録が満了する商標は、満了後1年間、後の商標の登録可能性を決定する際に引き続き考慮されるものとする。ただし、登録官が満了直前の2年間にその標章の善意の使用がなかったことを認める場合はその限りでない。

第9条 正当な同時使用の場合の相対的理由の提起

(1) 商標登録出願時に、登録官が、

(a) 第8条(1), (2)若しくは(3)に定める条件が適用される先の商標が存在すること、又は

(b) 第8条(7)に定める条件が満たされる先の権利が存在すること、

を認めるが、出願人が登録を求める商標がシンガポールにおいて業として正当に同時使用されていたことを登録官の納得するように示した場合は、登録官は、先の商標又はその他の先の権利を理由に当該出願を拒絶しないものとする。ただし、当該理由に基づく異議申立が先の商標の所有者又はその他の先の権利の所有者により異議申立手続において提起された場合はその限りでない。

(2) 本条の何れの規定も、次のものに影響を与えるものではない。

(a) 第7条に記載する理由に基づく登録の拒絶、又は

(b) 第23条(3)に基づく無効の宣言を求める申請

優先権

第10条 条約出願の優先権主張

(1) (6)に従うことを条件として、

(a) ある者が締約国において商品若しくはサービスに関する商標登録出願を行った場合、

(b) その出願は、何れかの締約国において、その商品若しくはサービスに関して出願された

登録商標の、最初の出願(本条では「最初の条約出願」という)となり、かつ

(c)当該の最初の出願がなされた日の後6月以内に、当該人又はその権原承継人が商品又はサービスの全部又は一部につき本法に基づいて商標登録を出願する場合は、当該人又はその権原承継人は、本法に基づく出願時に、当該の最初の条約出願において登録が求められている当該商品又はサービスの全部又は一部について商標登録の優先権を主張することができる。

(2)(1)にいう優先権を主張する者は、最初の条約出願がなされた日(当日を含む)から優先権を享有する。

(3)ある商標に関して(1)にいう優先権が主張された場合の、商標の登録可能性は、次の期間内にシンガポールにおける商標の使用により影響されない。

(a)最初の条約出願がなされた日から

(b)本法に基づく出願がなされた日まで。

(4)締約国において、その国内法規又は国際協定に基づく通常の国内出願と同等の出願は、優先権を生じるものとみなされる。

(5)(4)の適用上、「通常の国内出願」とは、出願のその後の結果に拘らず、締約国で出願された日を決定するのに十分な出願をいう。

(6)先の出願と同一の主題に関するその後の出願がなされた場合は、なされた締約国が同一又は相違であるに関わらず、締約国でなされたそのような主題に関する二つの出願となり、当該の後の出願は、それが次の日において提出された場合、最初の条約出願として考慮される。

(a)先の出願が、公衆の閲覧のために公開されずに、かつ、未行使の権利を残さずに、取り下げられた、放棄された又は拒絶された場合、及び

(b)先の出願が優先権主張の根拠として未だ機能していない場合は、先の出願ではなくその後の出願がなされた日を(2)に基づく優先権期間の開始日とみなし、先の出願はその後優先権主張の根拠として機能することができない。

(7)誤解を避けるために、(6)が適用される場合は、

(a)最初の出願ではなく、後の出願の日が(2)に従って優先権が始まる日であるとみなされる。そして、

(b)先の出願はその後優先権を主張する根拠にはできない。

(8)大臣は、本条に基づく優先権主張の方法に関する規則を制定することができる。

(9)本条に基づき生じる優先権は、出願と共に又は別個に譲渡又は別途移転することができ、(1)において出願人の「権原承継人」というときは、相応に解釈する。

第11条 他の関連する外国出願からの優先権の主張

(1)大臣は、命令により、政府が商標の相互保護のための条約、協定、取決め又は合意を締結している国又は領土において商標登録出願を行った者に対し、同一の商品又はサービスの一部又は全部について本法に基づき同一の商標を登録する目的で、当該出願日から一定の期間、優先権を付与することができる。

(2)本条に基づく命令により、第10条に定める規定に対応する規定又は大臣が適切と認める他の規定を定めることができる。

登録手続

第12条 出願審査

- (1) 登録官は、商標登録出願が本法の要件(本法に基づき制定された規則が課す要件を含む)を満たすか否かを審査する。
- (2) (1)の適用上、登録官は、必要と認める範囲まで先の商標の調査を実施することができる。
- (3) 登録要件が満たされていないと登録官が認める場合、又は、要件を満たすために追加の情報又は証拠が必要とされる場合は、登録官は、出願人に知らせ、定めることができる期間内に、意見陳述する又は出願を補正する若しくは追加又はその他の情報又は証拠を提出する機会を与える。
- (4) 出願人が(3)にいう期間内に応答したものの、当該要件が満たされていることを登録官に納得させることができなかつた若しくは要件を満たすように出願を補正しなかつた、若しくは追加の情報又は証拠を提出しなかつた場合、又は所定の期間の末日前に応答しなかつた場合は、登録官は、出願を拒絶することができる。
- (4A) 出願人が(3)にいう時間内に応答しなかつた場合は、出願は取下げられたとみなされる。
- (5) 登録要件を満たしていると登録官が認める場合は、登録官は、出願を認容する。

第13条 公告及び異議申立手続

- (1) 登録出願が認容された場合は、登録官は、所定の方法で出願を公告させる。
- (2) 何人も、出願公告日から所定の期間内に、登録官に登録異議を申し立てることができる。
- (3) 申立は書面により所定の方法で行うものとし、異議申立の理由及びその他の所定の事項の陳述を含める。
- (4) 大臣は、異議申立手続及びそれに関する事項を規定する規則を制定することができる。

第14条 出願の取下、制限又は補正

- (1) 出願人はいつでも自己の出願を取り下げ、又は出願の対象となる商品又はサービスを制限することができる。
- (2) 出願が公告されている場合は、取下又は制限も公告する。
- (3) その他の点において、出願は、出願人の請求があれば、次を訂正することによって補正することができるが、ただし、訂正が商標の同一性に実質的に影響を与えず、又は出願の対象である商品又はサービスを拡大しない場合に限る。
 - (a) 出願人の名称若しくは住所
 - (b) 言葉遣い若しくは複製の誤り、又は
 - (c) 明らかな誤り
- (4) 大臣は、商標の表示又は出願の対象である商品若しくはサービスに影響を与える補正の公告について、及びそれにより影響を受けると主張する者による異議申立について、規則を制定することができる。

第15条 登録

- (1) 出願が認容され、
 - (a) 異議申立が第13条(2)にいう期間内に行われなかつた場合、又は

- (b)すべての異議申立手続が棄却された又は出願人に有利に決定された場合は、登録官は、商標を登録する。
- (2)商標を登録するときは、登録出願日付で登録されるものとし、その日は本法の適用上、登録日とみなされる。
- (3)商標が登録された場合は、登録官は、出願人に対し、登録証を発行する。

第16条 認容の取消

- (1)第15条(1)に拘らず、商標が登録される前に、登録官が、
- (a)商標登録出願が審査の過程の誤り又は脱漏により認容されたこと、又は
- (b)特別の事情により、商標を登録すべきでないこと、
- に納得した場合は、登録官は、出願の認容を取り消すことができる。
- (2)登録官が出願の認容を取り消した場合は、
- (a)出願は最初から認容されなかったとみなされる。及び
- (b)第12条が出願に関して再び適用される。

連続商標

第17条 連続商標の登録

- (1)何人も、連続商標の登録について、第5条に基づく単一出願をすることができる。
- (2)本法の適用上、「連続商標」とは、重要な細目については互いに似ているが、商標の同一性に実質的に影響しない非識別的な特徴に関してのみ異なる複数の商標をいう。
- (3)出願が本法に基づくすべての要件を満たし、登録官が第15条に基づきこれらの商標の登録を求められた場合は、登録官は、これらを連続商標として1の登録において登録する。

登録商標の有効期間、更新及び変更

第18条 登録期間

- (1)商標は、登録日から10年間、登録される。
- (2)登録は、第19条に従って、さらに10年間ずつ更新することができる。

第19条 登録の更新

- (1)商標登録は、(4)にいう手数料又は場合により(5)にいう手数料の納付を条件として、所有者の請求により、更新することができる。
- (2)大臣は、登録官が登録満了前に満了日及び登録の更新方法を登録商標の所有者に通知するための規則を制定することができる。
- (3)更新請求は登録満了日6月以内に行う。
- (4)登録満了日又はその前に更新請求を行う場合は、支払うべき手数料は所定の更新手数料である。
- (5)登録満了日後6月以内に更新請求を行う場合は、支払うべき手数料は所定の更新手数料及び所定の遅延更新手数料である。
- (6)更新は、従前の登録の満了から発効する。

(7) 登録が本条及び(2)にいう規則に従って更新されない場合は、登録官は、商標を登録簿から抹消する。

(8) 大臣は、もしあれば所定の条件に従って、登録簿から抹消された商標の登録の回復を定める規則を制定することができる。

第20条 登録商標の変更

(1) (2)に従うことを条件として、登録期間中又は更新時に登録商標は登録簿において変更してはならない。

(2) 登録官は、登録商標に所有者の名称又は住所が含まれる場合で、変更がその名称又は住所の変更に限られ、標章の同一性に実質的な影響を与えない場合は、当該所有者の請求により、標章の変更を許可することができる。

(3) 大臣は、当該変更の公告及びそれにより影響を受けると主張する者による異議申立について、規則を制定することができる。

取下、取消及び無効

第21条 登録商標の取下

(1) 登録商標は、それが登録された商品又はサービスの一部又は全部について、所有者が取り下げることができる。

(2) 大臣は、次の事項に関し、規則を制定することができる。

(a) 取下の方法及び効果を定める規則、並びに

(b) 登録商標における権利を有するその他の者の利益を保護するための規則

第22条 登録の取消

(1) 商標登録は、次の場合に取り消すことができる。

(a) 登録手続の完了日後5年以内に、登録された商品又はサービスに関して、商標が所有者により又はその同意を得てシンガポールにおいて業として真正に使用されておらず、不使用の正当な理由がない場合

(b) 当該使用が継続して5年間にわたって中断し、不使用の正当な理由がない場合

(c) 所有者の作為又は不作為の結果、登録された製品又はサービスに関して、取引において普通名称になった場合

(d) 登録された商品又はサービスに関して、所有者により又はその同意を得てなされた使用の結果、特に当該商品又はサービスの性質、品質又は原産地に関して公衆を誤認させる虞が生じた場合

(2) (1)の適用上、商標の使用には、登録された様式における標章の識別的な特徴を変更しない要素を異なる様式で使用するを含む、シンガポールにおける使用には、輸出のみを目的としてシンガポールにおいて商品のラベル表示又は包装のために商品又は材料に商標を付することを含む。

(3) (1) (a) 又は (b) にいう使用が、5年の期間の満了後で取消の申請がなされる前に開始又は再開された場合は、同号にいう理由によっては、商標登録は取り消されない。

(4) (3) にいう使用の開始又は再開で、5年の期間の満了後で取下の申請がなされる前3月以

内に生じたものは、所有者が当該申請がなされることに気付く前に開始又は再開の準備が始まった場合を除いて、考慮されない。

(5)何人も取消の申請をすることができ、次の場合を除き、登録官又は裁判所の何れかに行うことができる。

(a)問題の商標に関する手続が裁判所で係属中の場合は、申請は、裁判所にしなければならない。及び

(b)その他の場合において申請が登録官になされる場合は、登録官は、手続の何れの段階でも申請を裁判所に付託することができる。

(6)取消の理由が商標が登録された商品又はサービスの一部についてのみ存在する場合は、取消は、当該商品又はサービスに関してのみとする。

(7)商標登録が何らかの範囲まで取り消された場合は、所有者の権利は次の日より、当該範囲においてなくなるとみなされる。

(a)取消の申請日、又は

(b)取消の理由がこれより早い日付で存在したことに登録官又は裁判所が納得した場合は、その日

第 23 条 登録無効の理由

(1)商標登録は、当該商標が第 7 条に違反して登録されたという理由で無効を宣言することができる。

(2)登録商標が、第 7 条(1)(b)、(c)又は(d)にいう商標であるために同条に違反して登録された場合に、なされた使用の結果、登録された商品又はサービスに関して登録後に識別性を得た場合は、無効を宣言されない。

(3)商標登録は、次の理由により無効の宣言ができる、すなわち、

(a)次のものに関して先の商標があること、

(i)第 8 条(1)又は(2)に定める条件が適用されること、又は

(ii)商標の登録が 2004 年 7 月 1 日以前に提出された出願によりなされた場合は、第 8 条(3)に定める条件を満たすこと、

(iii)商標の登録が 2004 年 7 月 1 日以降に提出された出願によりなされた場合は、第 8 条

(4)に定める条件を満たすこと、若しくは

(b)それに関して第 8 条(7)に定める条件が満たされる先の権利があること、により、無効を宣言することができるが、ただし、先の商標の所有者又はその他の先の権利の所有者が登録に同意した場合はその限りでない。

(4)商標登録は、登録における詐欺、又は登録が不実表示により得られたという理由で、無効を宣言することができる。

(5)何人も無効の宣言の申請をすることができ、次の場合を除き、登録官又は裁判所の何れかに行うことができる。

(a)問題の商標に関する手続が裁判所で係属中の場合は、申請は、裁判所にしなければならない。及び

(b)その他の場合において申請が登録官になされる場合は、登録官は、手続の何れの段階でも申請を裁判所に付託することができる。

(6)第 7 条(7)に違反したという理由で商標登録の無効の宣言を求める申請は、次のうち何れ

か早い方から5年の経過後は行ってはならない。

(a) 登録手続の完了日、又は

(b) 登録出願人又はその前権利者による商標の使用がシンガポールにおいて公知となった日
ただし、当該申請人が、商標登録が悪意で出願されたことを登録官が納得するように示した場合はその限りでない。

(7) 第8条(3)若しくは(4)に定める条件が適用される先の商標があるという理由による、商標の登録無効の宣言の請求は、

(a) 2004年7月1日以降5年間又は登録手続の完了日から5年間のいずれかのうち遅い日以降には、提出することができない。ただし、宣言の請求人が次を示した場合はその限りではない。

(i) 後の商標の登録が悪意で出願されたこと、又は

(ii) 後の商標が使用されたことがないこと、並びに

(b) 後の商標が、先の商標がシンガポールで周知商標になる前に出願された場合は認められない。ただし、宣言の請求人が後の商標が悪意で出願されたことを示すことができる場合はその限りではない。

(8) 後の登録の商標が悪意で出願されたか否かを判断する場合は、後の商標出願人が出願をするときに先の商標を知っている又はそう信じる理由が有るか否かを考慮する。

(9) 無効の理由が商標が登録された商品又はサービスの一部についてのみ存在する場合は、当該商標は、当該商品又はサービスに関してのみ無効を宣言される。

(10) 商標登録が何らかの範囲まで無効を宣言された場合は、登録は、その範囲において初めからなされなかったとみなされるが、これは過去となった及び終了した取引には影響しない。

第24条 黙認の効果

(1) 先の商標の所有者又はその他の先の権利の所有者が、シンガポールにおける業としての登録商標の使用について、その使用について知りながら、継続して5年にわたって黙認していた場合は、先の商標又はその他の権利を理由とする次の権利は消失する。

(a) 後の商標の登録は無効である旨の宣言を申請する権利、又は

(b) かく使用されている商品又はサービスに関連する後の商標の使用について異議申立する権利

ただし、後の商標の登録が悪意で出願された場合はその限りではない。

(2) (1)が適用される場合は、後の商標の所有者は、先の商標の使用又は場合により先の権利の利用について、先の商標又は権利は後の商標を理由に法に訴えることができないにも拘らず、異議申立の権利を有さない。

(3) (1)が適用される場合は、後の商標の登録が悪意で出願されたか否かについて判断する場合は、後の商標出願者が出願をするときに先の商標又はその他の権利が存在することを知っている又はそう信じる理由があるか否かを考慮する。

雑則

第25条 その他の書類の補正

登録官は、本法の目的で出願した(商標登録出願を除く)又は通知その他の書類を提出した者

の書面請求により又はその者の代理人の書面請求により，出願，通知又は書類を次の場合に補正することができる。

(a) 誤記若しくは明らかな誤りを訂正する場合。又は

(b) すべての状況においてそうすることが公正かつ合理的であると登録官が考える場合。

第III部 登録商標の所有者の権利及び救済

登録商標の所有者の権利

第 26 条 登録商標によって付与される権利

(1) 登録商標の所有者は、その商標が登録された商品又はサービスに関連して、次の排他権を有する。

(a) その商標を使用すること、及び

(b) 他の者にその商標の使用を許諾すること

(2) 所有者は、自己の商標の侵害について、本法に基づく救済を得る権利を有する。

(3) 登録商標の侵害となる行為は第 27 条に規定し、本法において登録商標の侵害というときは、相応に解釈する。

(4) 権利は、商標登録日より所有者に発生するが、

(a) 如何なる侵害訴訟手続も、当該商標が実際に登録された日前に開始することはできない。及び

(b) 第 46 条、第 47 条、第 48 条又は第 49 条に基づく如何なる違反も、商標が実際に登録された日前になされた事柄によっては成立しない。

(5) 商標が、権利の部分放棄又は制限に従うことを条件として登録される場合は、所有者の権利は、その権利の部分放棄又は制限によって制限される。

第 27 条 登録商標の侵害となる行為

(1) ある者が、商標の所有者の同意なく、商標が登録されたものと同じの商品又はサービスに関連して、商標と同一の標章を業として使用する場合は、その者は、登録商標を侵害するものとされる。

(2) 次の理由のために公衆の側に混同を生じる虞が存在する場合は、商標の所有者の同意なく、業として当該標章を使用する者は、登録商標を侵害するものとされる。

(a) 標章が商標と同一であり、かつ、商標が登録されたものと類似の商品若しくはサービスに関連して使用されていること、又は

(b) 標章が商標に類似し、かつ、商標が登録されたものと同一の若しくは類似の商品若しくはサービスに関連して使用されていること

(3) ある者が次の場合は、シンガポールで著名な登録商標を侵害するものとされる。

(a) 商標の所有者の同意なく、商標が登録されたものと類似しない商品又はサービスに関連して、商標と同一の又は類似の標章を業として使用する場合

(b) その商品又はサービスに関連する商標の使用が、その商品又はサービスと当該所有者との関係を示す場合

(c) 当該使用を理由に、公衆の側に混同を生じる虞が存在する場合、及び

(d) 当該使用により当該所有者の利益が損なわれる虞がある場合

(4) 本条、第 28 条、第 29 条及び第 31 条の適用上、特に次の場合は、標識を使用するものとされる。

(a) 商品若しくはその包装に標章を適用する場合

(b) 販売用に商品を提示する若しくは陳列する、標章を付してその目的のために商品を市場

に出す若しくは在庫とする，又は標章の下にサービスを提示する若しくは提供する場合

(c) 標章を付して商品を輸入若しくは輸出する場合

(d) あらゆる媒体におけるものを含む，送り状，ワインリスト，カタログ，営業書簡，営業文書，価格表若しくはその他の商業書類に標章を用いる場合，又は

(e) 広告において標章を用いる場合

(5) (4)に拘らず，次の者，すなわち，

(a) 商品のラベル表示若しくは包装に使用する若しくは使用することを意図する材料に標章を適用する者，又は

(b) (4) (d)に規定する文書上に若しくは広告において標章を使用する者は，

標章の当該適用若しくは使用の時点で，登録商標の所有者若しくは使用権者がその標章の適用若しくは使用について同意しなかったことを知らない若しくはそう信じる理由を有さない場合は，その標章を使用しないとみなされる。

(6) (1)から(5)までの如何なる規定も，商品又はサービスを商標所有者又は使用権者のものとして特定する目的で，何人かが登録商標を使用することを妨げるものとは解釈されないが，工業上又は商業上の事項における善良な慣行に従う以外の当該使用は，その使用が商標の識別性のある特徴又は評判を正当な理由なく不当に利用する又はそれらを損なう場合は，登録商標を侵害するものとして扱われる。

第 28 条 侵害とならない行為

(1) 第 27 条に拘らず，次の場合は，登録商標の侵害にはならない。

(a) ある者が次を使用する場合，すなわち，

(i) 自己の名称若しくは事業所の名称，又は

(ii) 自己の事業の前権利者の名称若しくは前権利者の事業所の名称

(b) 自己が次を示すために標章を用いる場合，すなわち，

(i) 商品若しくはサービスの種類，品質，数量，用途，価格，原産地若しくはその他の性質，又は

(ii) 商品の製造時期若しくはサービスの提供時期，又は

(c) 自己が商品(特に付属品若しくは代替部品として)若しくはサービスの用途を示すため商標を用いる場合

かつ，当該使用が工業上又は商業上の事項における善良な慣行に従っている場合

(2) 第 27 条に拘らず，ある者が商標が登録されたものと同一又は類似の商品又はサービスに関連して，登録商標と同一又は類似の未登録商標を使用し，自己又は自己及び自己の前権利者が，その商品又はサービスに関連して，未登録商標を次の時点の前から業として継続的に使用していた場合は，登録商標の侵害にはならない。

(a) 登録商標の登録日，又は

(b) 登録商標の所有者，前権利者，若しくは廃止法に基づく商標の登録使用者であった者が，当該商標を最初に使用した日，
の何れか早い方の日。

(3) 第 27 条に拘らず，登録商標は，別の登録商標が登録された商品又はサービスに関連する別の登録商標の使用によっては，侵害されない。

(4) 第 27 条に拘らず，登録商標を使用する者は，次の使用においてはその登録商標の侵害に

はならない。

- (a) 商業比較広告又は販売促進における正当な使用
- (b) 非商業目的における使用, 又は
- (c) 報道又は時事解説を目的とする使用

第 29 条 登録商標により付与される権利の消尽

(1) 第 27 条に拘らず, 登録商標は, 登録商標の所有者により又はその明示若しくは黙示の同意(条件付若しくはその他)を得て, その商標の下にシンガポール国内又はシンガポール国外で市場に出された商品に関連する商標の使用によっては, 侵害されない。

(2) (1)は, 次の場合には適用されない。

- (a) 市場に出された後に商品の状態が変化した又は損なわれた場合, 及び
- (b) 商品に関連する登録商標の使用が, 不当な方法で登録商標の識別性のある特徴を損なった場合。

第 30 条 権利の部分放棄又は制限を条件とする登録

(1) 商標登録出願人又は登録商標の所有者は,

- (a) 商標の特定要素の排他的使用の権利を放棄することができる。又は
 - (b) 登録により付与される権利は所定の地域的若しくはその他の制限に従うことを条件とする旨同意することができる。
- (2) 商標登録が権利の部分放棄又は制限に従うことを条件とする場合は, 第 26 条により付与される権利は, 相応に制限される。
- (3) 大臣は, 権利の部分放棄又は制限の公告及び登録簿への記入について規則を制定することができる。

侵害訴訟手続

第 31 条 侵害訴訟

- (1) 登録商標の侵害は, 商標の所有者が提訴することができる。
- (2) 本法の規定に従うことを条件として, 裁判所が侵害訴訟において付与することのできる救済の種類には次を含む。
 - (a) 差止命令(もしあれば, 裁判所が適当と認める条件に従う), 及び
 - (b) 損害賠償
 - (c) 利益の返還
 - (d) (5)が適用される何れかの場合における(5)(c)にいう法定損害賠償
- (3) 裁判所は, (2)(b)にいう損害賠償を裁定する場合, 当該賠償に算入されていなかった侵害に起因する(2)(c)にいう利益の返還を命令することもできる。
- (4) (3)に定める救済を除き, (2)(b), (c)及び(d)における救済の種類は相互排他である。
- (5) 登録商標侵害に係る訴訟において, 侵害が商品又はサービスに関する模造商標の使用に関係する場合は, 原告は次を選択する権利を有する。
 - (a) 損害賠償及び当該賠償に算入されていなかった侵害に起因する利益の返還
 - (b) 利益の返還, 又は

(c) 次の法定損害賠償

(i) それに関して模造商標が使用された商品又はサービスの種類ごとに 10 万ドル以下、かつ
(ii) 侵害による実際の損失が 100 万ドルを超えていることを原告が証明する場合を除き、総額 100 万ドル以下。

(6) 裁判所は、(5) (c) にいう法的損害賠償を裁定する際、次を考慮するものとする。

(a) 登録商標侵害の重大さ

(b) 侵害により原告が受けた又は受ける虞のある損失

(c) 侵害により被告に生じたと認められる利益

(d) その他の類似の侵害事例を防止する必要性、及び

(e) その他のすべての関連事項

第 32 条 違反標章の消去等を求める命令

(1) (3) に従うことを条件として、ある者が登録商標を侵害したとされる場合に、裁判所はその者に対して次を求める命令を下すことができる。

(a) その者の所持、保管若しくは管理下にある侵害にあたる商品、材料若しくは物品から、違反標章を消去、除去若しくは隠蔽させること、又は

(b) 違反標識の消去、除去若しくは隠蔽が合理的に実施可能でない場合は、問題の侵害にあたる商品、材料若しくは物品の破棄を保証すること

(2) (1) に基づく命令が遵守されない又は当該命令が遵守されない虞があると裁判所が認める場合は、裁判所は、当該標章の消去、除去若しくは見えなくすること、又は場合により破棄のために、侵害にあたる商品、材料又は物品を、裁判所が指示する者に対して引き渡すよう命令することができる。

(3) 登録商標を侵害したとされる者が模造商品を所持、保管若しくは管理している場合は、裁判所は、

(a) 原告が、裁判所に当該命令を請求し、かつ

(b) 裁判所が、当該命令の拒絶を正当化する例外的事情がないと認めた場合は、

破棄を目的としてこれらの模造商品を裁判所が指示する者に引き渡す命令を下すものとする。

第 33 条 侵害にあたる商品、材料又は物品の引渡しを求める命令

(1) 裁判所は、登録商標侵害訴訟において第 31 条及び第 32 条に基づいて付与される救済に加えて、被告の所持下又は裁判所の面前にある侵害にあたる商品、材料若しくは物品を、原告に引き渡すよう命令することができる。

(2) 裁判所が第 34 条に基づく命令も下さない又は命令を下す理由があると裁判所が認めない限り、本条に基づく如何なる命令も下されない。

(3) 本条に基づく命令に従って侵害にあたる商品、材料又は物品が引き渡される者は、第 34 条に基づく命令が下されない場合は、同条に基づいて命令が下されるまで又は命令を下さないという決定がなされるまで、それらを留置する。

第 34 条 侵害にあたる商品、材料又は物品の処分に関する命令

(1) 侵害にあたる商品、材料又は物品が第 33 条に基づく命令に従って引き渡された場合は、裁判所に対して次を申請することができる。

- (a) それらを破棄すること若しくは裁判所が適当と認める者が没収することを求める命令、又は
- (b) 当該命令を一切下すべきではないという決定
- (2) いずれの命令を下すべきかを検討する際に、裁判所は次を考慮する。
- (a) 登録商標侵害訴訟において利用可能なその他の救済が、原告を補償しその利益を保護するために適当であるか否か、及び
- (b) 如何なる侵害にあたる商品、材料又は物品も、原告に不利な影響を与える方法では処分されないことを保証する必要性
- (3) (2)の規定に拘らず、侵害商品が模造商品であり、次に該当する場合は、裁判所はこれらの商品を破棄することを命令するものとする。
- (a) 原告が、裁判所に当該命令を請求し、かつ
- (b) 裁判所が、当該命令の拒絶を正当化する例外的事情がないと認めた場合。
- (4) 裁判所は、当該商品、材料又は物品に利害を有する者に対する通知の送達に関して召喚状を発する。
- (5) 当該商品、材料又は物品に利害を有する者は、次の権利を有する。
- (a) その者に通知が送達されたか否かを問わず、本条に基づく命令を求める手続に出頭する権利、及び
- (b) その者が手続に出頭したか否かを問わず、下された命令に対して上訴する権利
- (6) 本条に基づき下される命令は、上訴通知を付与することができる期間の末日まで、又はその期間の末日前に上訴通知が正当に付与された場合は上訴に基づく手続の最終決定若しくは放棄までは、発効しない。
- (7) (3)に従うことを条件として、商品、材料又は物品に利害を有する者が複数の場合は、裁判所は当該商品、材料又は物品を売却する又は別途処分して収益を分割するよう指示することができ、かつ、正当と認めるその他の命令を下すものとする。
- (8) 裁判所が本条に基づいて如何なる命令も下すべきではないと決定する場合は、引渡しの前に当該商品、材料又は物品を所持、保管又は管理する者は、これらの返却を受ける権利を有する。

第 35 条 侵害訴訟手続の根拠なき威嚇に対する救済

- (1) ある者が別の者に対し、次の場合以外の登録商標の侵害について訴訟手続を提起すると威嚇した場合は、被害者は、本条に基づく救済を求める手続を提起することができる。
- (a) 商品又は商品のラベル表示若しくは包装のため使用する若しくは使用を意図する材料に標章を適用すること
- (b) 標章が適用された商品若しくは商品の包装の輸入、又は
- (c) 標章に基づくサービスの提供
- (2) 申請することができる救済は、次の何れかである。
- (a) 威嚇が不当であるという宣言
- (b) 威嚇の継続に対する差止命令
- (c) 威嚇によって自己が被った損失に関する損害賠償
- (3) 手続を提起すると威嚇された行為が、関係する登録商標の侵害を構成する(又は実行されたならば構成すると思われる)ことを被告が示さない限り、原告は(2)にいう救済を受ける権

利を有する。

(4) 手続を提起すると威嚇された行為が、関係する登録商標の侵害を構成する(又は実行されたならば構成すると思われる)ことを被告が示した場合であっても、原告が商標登録は無効である又は関連する点において取り消される虞があるということを示す場合は、原告は救済を受ける権利を有する。

(5) 商標が登録されている又は登録出願がなされたという通知だけでは、本条の適用上、手続の威嚇を構成しない。

(6) 本条の如何なる規定も、弁護士及び事務弁護士に対して、依頼人の代理でその者の職業上の資格においてなした行為に関して本条に基づく訴訟の責任を負わせるものではない。

第IV部 財産の対象としての登録商標

第36条 登録商標の性質

登録商標は、人的財産である。

第37条 登録商標の共有

- (1) 登録商標が2以上の者に対して共同で付与された場合は、別段の趣旨の合意があればこれに従うことを条件に、各人は登録商標における均等で不可分の持分の権利を有する。
- (2) (3)から(8)までは、(1)又はその他により、2以上の者が登録商標の共有者である場合に適用される。
- (3) 別段の趣旨の合意があればこれに従うことを条件に、各共有者は自己の利益のために、かつ、他の共有者の同意又は共有者へ説明する必要なく、自己又は自己の代理人により、そうでなければ登録商標の侵害となるであろう行為をなす権利を有する。
- (4) 共有者は、他の共有者の同意なしに、次のことを行うことができない。
 - (a) 登録商標を使用するためのライセンスを付与すること、又は
 - (b) 登録商標における自己の持分を譲渡する若しくは委託すること
- (5) 侵害訴訟手続は、何れの共有者によっても提起することができるが、他の共有者又は共有者の各々が原告として参加するか又は被告として加えられない限り、その者は裁判所の許可なしに訴訟を進めることはできない。
- (6) (5)に基づいて被告として加えられる共有者は、手続に参加しない限り、当該訴訟における費用について責任を負わない。
- (7) (5)の如何なる規定も、単独の共有者の申立てに対する中間判決による救済の付与に影響を与えるものではない。
- (8) 本条の如何なる規定も、受託者若しくは人格代表者の相互の権利及び義務、又は受託者若しくは人格代表者としてのそれぞれの権利及び義務に影響を与えるものではない。

第38条 登録商標の譲渡等

- (1) 登録商標は、他の人的財産又は動産と同一の方法で譲渡及び移転することができ、事業の営業権と共に又は独立して、かく譲渡又は移転することができる。
- (2) 登録商標の譲渡又は移転は、部分的にでき、すなわち商標が登録された商品又はサービスの全部ではなく一部に関連して適用されるように制限することができる。
- (3) 登録商標の譲渡又は登録商標に関連する同意は、譲渡人又は場合により人格代表者により又はこれらの代理で署名された書面によらない限り、有効ではない。
- (4) (3)の規定は、譲渡人又は人格代表者が法人の場合は、その印章を押印することにより、満たすことができる。
- (5) (1)から(4)までは、他の譲渡に適用されるように、担保による譲渡に適用される。
- (6) 登録商標は、他の人的財産又は動産と同一の方法で委託の対象とすることができる。
- (7) 本法の如何なる規定も、事業の営業権の一部としての未登録商標の譲渡又は移転に影響を与えるとは解釈されない。

第 39 条 登録商標に影響を与える取引の登録

(1) 次の者，すなわち，

(a) 登録可能な取引によって登録商標における若しくは基づく利害について権利を有すると主張する者，又は

(b) 当該取引によって影響を受けると主張するその他の者，
により登録官に対して申請がなされた場合は，取引の所定の細目を登録簿に記入する。

(2) (1) に基づく登録可能な取引とは，次のことである。

(a) 登録商標又はそれにおける権利の譲渡

(b) 登録商標に基づくライセンスの付与

(c) 登録商標又はそれにおける若しくは基づく権利についての担保権(固定又は浮動)の付与

(d) 登録商標又はそれにおける若しくは基づく権利に関連する人格代表者による同意

(e) 裁判所又はその他の管轄当局による登録商標又はそれにおける若しくは基づく権利を移転する命令

(3) (2) (a)，(c)，(d) 又は(e) について登録可能な取引の所定の細目の登録について申請がなされるまで，当該取引を知らずに登録商標における又は基づく対立する利益を取得した者に対しては，その取引は無効である。

(4) (2) (a)，(c)，(d) 又は(e) について登録可能な取引により登録商標の所有者となる者は，取引日の後で取引の所定の細目の登録申請日の前に生じる登録商標の侵害については，損害賠償又は利益の返還若しくは第(31)条(5)(c) について法定損害賠償を受ける権利を有さない。

(5) 疑問を避けるために，(3) 及び(4) は次に関する登録可能な取引には適用されない。

(a) 登録商標に基づくライセンス，又は

(b) ライセンスにおける若しくは基づく権利。

(6) 次の事項に関する規定を，規則によって制定することができる。

(a) ライセンスの条件の変更を反映するための当該ライセンスに関して登録された細目の補正，及び

(b) 次の場合における当該細目の登録簿からの抹消

(i) ライセンスが一定の期間について付与され，かつ，その期間が満了したことが登録された細目から認められる場合，又は

(ii) 当該期間が何ら示されず，かつ，所定の期間の後に，登録官が当該細目を登録簿から抹消するという自己の意思を当事者に通知した場合

(7) 担保権に関する細目の補正又は登録簿からの抹消に関する規定も，担保権の利益について権利を有する者からの申請に基づき又はその者の同意があれば，規則により制定することができる。

第 40 条 信託及び衡平法上の権利

(1) 信託(明示，黙示又は推定)の如何なる通知も登録簿には記入されることはなく，また，登録官は，当該通知により影響を受けない。

(2) 本法の規定に従うことを条件として，登録商標に関する衡平法上の権利は，他の人的財産又は動産に関するものと同様の方法で，執行することができる。

第 41 条 財産の対象としての商標の登録出願

- (1) 第 36 条, 第 37 条, 第 38 条及び第 40 条の規定は, 登録商標に関連して適用されるように, 必要な変更を加えて, 商標登録出願に関連して適用される。
- (2) (1)の適用上, 第 37 条(1)において登録の付与というときは, 商標登録出願をなすこととして解釈する。
- (3)
- (a) 登録可能な取引により商標登録出願における又は基づく利益について権利を有すると主張する場合は, 又は
- (b) 登録可能な取引によって影響を受けると主張する場合は, その者は登録官に対して当該取引の所定の細目を通知することができる。
- (4) 次は, (3)に基づく登録可能な取引である。
- (a) 商標登録出願又はこれにおける権利の譲渡
- (b) 商標登録出願に基づくライセンスの付与
- (c) 商標登録出願又はこれにおける若しくは基づく権利についての担保権(固定又は浮動)の付与
- (d) 商標登録出願又はこれにおける若しくは基づく権利に関連する人格代表者による同意
- (e) 裁判所又はその他の管轄当局による商標登録出願又はこれにおける若しくは基づく権利を移転する命令
- (5) 登録官は, 自己に与えられた(3)にいうすべての通知の記録を保管するものとする。
- (6) (3)にいう通知が登録官に与えられるまで, 当該取引を知らずに商標登録出願における又は基づく対立する利益を取得した者に対しては, (4)の(a), (c), (d)又は(e)にいう取引は無効である。
- (7) 疑問を避けるために, (6)は次に関する何れの登録可能な取引にも適用されない。
- (a) 商標登録出願に基づくライセンス, 又は
- (b) ライセンスにおける若しくは基づく権利
- (8) 次の事項に関する規定を, 規則によって制定することができる。
- (a) ライセンスの条件の変更を反映するために, (3)に基づき登録官に通知された, 商標登録出願に基づくライセンスの付与の細目に関して登録官が保管する記録を補正すること, 及び
- (b) 次の場合, すなわち,
- (i) ライセンスが一定の期間について付与され, かつ, その期間が満了したことが登録された細目から認められる場合, 又は
- (ii) 当該期間が何ら示されず, かつ, 所定の期間の後に, 登録官が当該細目を記録から抹消するという自己の意思を当事者に通知した場合,
- (3)に基づき登録官に通知された, 商標登録出願に基づくライセンスの付与の細目を登録官が保管する記録から抹消すること。
- (9) 商標登録出願に係る担保権の付与の細目に関して登録官が保管する記録の補正に関する, 又は登録官が保管する記録からの抹消に関する規定も, 担保権の利益に権利を有する者からの申請に基づき又はその者の同意があれば, 規則により制定することができる。

第V部 ライセンス許諾

第42条 登録商標のライセンス許諾

- (1) 登録商標を使用するライセンスは、包括的又は限定的とすることができる。
- (2) 限定的ライセンスは、特に、商標登録された商品又はサービスの全部ではなく一部に関して適用することができる。
- (3) ライセンスは、使用許諾者が又はその代理として署名した書面によらない限り、有効ではない。
- (4) (3)は、使用許諾者が法人の場合は、その印章を押印することにより、満たすことができる。
- (5) (7)に従うことを条件として、登録商標を使用するライセンスは、使用許諾者のすべての権原承継人を拘束する。ただし、
 - (a) 何れかの者が善意により且つ当該ライセンスの通知(実在又は推定)を有せず、当該登録商標の利益に有価約因を提供していた場合は、その限りではない。又は
 - (b) 当該ライセンスに別段の定めがない場合は、その限りではない。かつ、本法において登録商標の所有者の同意を得ている又は得ていない何れかの行為をいうときは、相応に解釈される。
- (6) ライセンス付与の所定の細目が第(39)条(1)に基づき登録簿に記入された場合、何れのものも当該ライセンスの通知を受領したと見なされる。
- (7) 第(39)条(1)に基づき2004年7月1日前にライセンス付与の所定の細目の登録が申請された場合は、当該ライセンスに別段の定めがない限り、当該ライセンスは、使用許諾者のすべての権原承継人を拘束する。
- (8) ライセンスがかく定める場合は、使用権者によりサブライセンスが認められ、本法におけるライセンス又は使用権者への言及は、サブライセンス又は再使用権者を含む。

第43条 排他的ライセンス

- (1) 本法において、「排他的ライセンス」とは、当該ライセンスが許諾する方法で登録商標を使用することを、ライセンス許諾者を含む他のすべての者が行うことを排除する権限を使用権者に対して認めるライセンス(包括的か又は限定的かを問わない)を意味し、「排他的使用権者」なる表現は、相応に解釈される。
- (2) 第42条は、必要な変更を加えて、排他的ライセンスに適用される。

第44条 侵害の場合の使用権者の権利に関する一般規定

- (1) 本条は、登録商標の侵害に関する使用権者の権利について有効とするものである。
- (2) 本条の規定は、第45条(1)により使用権者が自己の名義で手続を提起する権利を有する場合又はその範囲においては、適用されない。
- (3) 使用権者は、自己のライセンス又は自己の利益が派生するライセンスに別段の定めがない限り、自己の利益に影響を与える事項に関する侵害訴訟手続を提起するよう登録商標の所有者に要求する権利を有する。
- (4) 所有者が、
 - (a) そうすることを拒否した場合、又は

(b) 要求後 2 月以内にそうしなかった場合は、

使用権者は自己が所有者であるものとして、自己の名義で手続を提起することができる。

(5) 本条により使用権者が侵害訴訟手続を提起した場合は、使用権者は裁判所の許可なく訴訟を進めることができないが、所有者が原告として参加する又は被告として加えられる場合はその限りでない。

(6) (5) は使用権者のみの申請に基づく中間判決による救済の付与には影響しない。

(7) (5) に基づき被告として加えられる所有者は、手続に参加しない限り、訴訟費用について責任を負わない。

(8) 登録商標の所有者が提起した侵害訴訟手続においては、使用権者が被った又は被る虞のある損失は考慮される。

(9) 裁判所は、原告が使用権者の代わりに金銭的救済の収益を保有する範囲に関して、適切と認める指示を与えることができる。

(10) 本条の規定は、排他的使用権者が第 45 条(1)により自己が登録商標の所有者であるものとして譲受人の権利及び救済を有する場合又はその範囲において、適用される。

第 45 条 排他的使用権者は譲受人の権利及び救済を有すること

(1) 排他的ライセンスは、使用権者がライセンスが定める範囲まで、ライセンス許諾後に生じる事項に関して、ライセンスが譲渡であった場合と同一の権利及び救済を有することを規定することができる。

(2) (1) にいう規定がなされる場合又はその範囲において、使用権者は、当該ライセンスの規定及び本条の規定に従って、所有者以外の者に対し、自己の名義で侵害訴訟手続を提起する権利を有する。

(3) 排他的使用権者の当該権利及び救済は、登録商標の所有者のそれと併存し、侵害に関する本法の規定において登録商標の所有者というときは、相応に解釈される。

(4) 本条により排他的使用権者が提起した訴訟において、被告は訴訟が登録商標の所有者により提起された場合に自己が利用できる防御を利用することができる。

(5) 登録商標に関して訴訟の同時権を有する所有者又は排他的使用権者が、当該商標の侵害訴訟手続を提起した場合、その所有者又は場合に応じて排他的使用権者は、次を必要としない。

(a) 原告として他方当事者に参加すること、又は

(b) 他方当事者を被告として加えること

ただし、裁判所が別段の命令を下す場合はその限りではない。

(6) (5) に基づき被告として加えられる者は、手続に参加しない限り、訴訟費用について責任を負わない。

(7) 登録商標の侵害訴訟が提起され、それが所有者及び排他的使用権者が訴訟の同時権を有する又は有していた侵害に全部又は一部が関する場合は、

(a) 裁判所は、損害補償額を算定する、利益の返還を命令する、又は第(31)条(5)(c)にいう法定損害賠償を裁定する際に、次を考慮する。

(i) ライセンスの条件、及び

(ii) 当該侵害に関して、何れかの当事者に既に裁定されたか又は利用できる金銭的救済、及び

- (b) 当事者間の合意がある場合はそれに従うことを条件として、裁判所は、
- (i) 各当事者が当該侵害により被った又は被る虞のある損失に基づき、各当事者が受けるべき損害補償額を算定する又は法的損害賠償を裁定する、又は
 - (ii) 各当事者の権利の侵害に起因する損失に基づき、各当事者が受けるべき利益を当事者間に配分する。
- (8) (7)は、所有者及び排他的使用権者が訴訟の両当事者であるか否かによらず適用され、両当事者でない場合は、裁判所は手続の一方の当事者が他方当事者の代わりに金銭的救済の収益を保有する範囲に関して、適当と認める指示を与えることができる。
- (9) 裁判所は、第 33 条に基づく命令を下す際に、排他的ライセンスの条項を考慮することができる。
- (10) (5)から(9)までの規定は、排他的使用権者と所有者との間に別段の趣旨の合意があればこれを条件として、有効とする。

第VI部 違反

第46条 商標の模造

- (1) 登録商標を模造する者は、有罪とし、10万ドル以下の罰金若しくは5年以下の拘禁に処し又はこれを併科する。
- (2) 登録商標の所有者の同意なく次を行う者は、登録商標を模造したとみなされる。
 - (a) 欺すことを予想して登録商標と同一若しくは非常に類似する標識を作成する者、又は
 - (b) 改変、追加、削除、部分的除去その他により、真正な登録商標を変造する者
- (3) 本条に基づく訴追において、所有者の同意を証明する責任は、被告にある。

第47条 登録商標の商品及びサービスへの不正な適用

- (1) 登録商標を商品又はサービスへ不正に適用した者は、善意で行為したことを証明しない限り、有罪とし、10万ドル以下の罰金若しくは5年以下の拘禁に処し又はこれを併科する。
- (2) 本条及び第49条、第53条及び第53A条の適用上、次の場合は、ある者は商品又はサービスに登録商標を不正に適用するものとされる。
 - (a) 登録商標の所有者の同意なく、その者が当該商標又は当該商標と誤認する虞のある標章を商品又はサービスに適用する場合、及び
 - (b) 商品への適用においては、当該商品がその登録商標の所有者又は使用権者の純正品でない場合。
- (3) (2)及び第49条の適用上、次のものにおいて使用され、かく使用された商標に言及してなされる請求又は命令に従って、ある者に商品が引き渡される又は場合によりサービスが提供される場合は、商標は商品又はサービスに適用されているとみなされる。
 - (a) 看板若しくは広告、又は
 - (b) 送り状、ワインリスト、カタログ、営業書簡、営業文書、価格表若しくはその他の商業書類(これらには、あらゆる媒体での書類を含む)。
- (4) (2)の適用上、
 - (a) 次の場合は、標章は商品に適用されているとみなされる。
 - (i) 標章が商品自体に適用されている場合、又は
 - (ii) 商品を入れた又は商品に付した包装、ラベル、リールなどに適用された標章であって、当該商品の販売、販売のために提供又は陳列、又は取引若しくは製造の目的で所持していた場合、かつ
 - (b) 標章が、商品又はサービスに言及する、商品又はサービスを説明する又は指定すると人に信じさせる虞のある方法で使用されている場合、その標章標識は商品又はサービスに適用されているとみなされる。
- (5) (4)において、
「包装」とは、栓、ガラス、ビン、容器、箱、カプセル、ケース、枠組又は包み紙を含み、
「ラベル」とは、何れかのバンド又は下げ札を含む。
- (6) 本条又は第49条に基づく訴追において、所有者の同意を証明する責任は、被告にある。

第48条 違反のための物品の作成又は所有

次の者、すなわち、

(a) 登録商標若しくは当該登録商標と誤認する虞のある標章の複製を作成するために特に設計された若しくは改造された物品を作成する者、又は
(b) 当該物品を自己の所持、管理若しくは支配下に置く者が、
第 46 条又は第 47 条の違反のために又はその過程で使用された又は使用されることを知っている又はそう信じる理由がある場合は、有罪とし、10 万ドル以下の罰金若しくは 5 年以下の拘禁に処し又はこれを併科する。

第 49 条 商標を不正に適用した商品の輸入又は販売

登録商標が不正に適用された商品を、

(a) 取引若しくは製造の目的でシンガポールに輸入する者、
(b) 販売する若しくは販売のために申し出る若しくは陳列する者、又は
(c) 取引若しくは製造の目的で所持する者は、
(i) 本条に基づく違反に対してすべての合理的な注意を講じており、主張される違反の時点で標章の真正さを疑う理由がなく、訴追により若しくはこの代わりになされた請求に基づき、その商品を入手した者に関するすべての情報を自己の権限において与えたこと、又は
(ii) 善意で行為したこと、
を証明しない限り有罪とし、商標が不正に適用された商品又は事物ごとに 1 万ドル以下(ただし、総額で 10 万ドル以下)の罰金若しくは 5 年以下の拘禁に処し又はこれを併科する。

第 50 条 登録簿の偽造等

次の者、すなわち、

(a) 登録簿に虚偽の登録をした又はさせた者、
(b) 登録簿の記入事項の謄本となることを意図して虚偽のものを作成した若しくはさせた者、又は
(c) (b) にいう事物を提出若しくは提供し又は証拠として提出若しくは提供する者で、記入事項又は場合により事柄が虚偽であることを知っている又はそう信じる理由のある者は、有罪とし、5 万ドル以下の罰金若しくは 5 年以下の拘禁に処し又はこれを併科する。

第 51 条 商標が登録されたと虚偽の表示すること

(1) 次の者、すなわち、

(a) ある標章が登録商標であると虚偽の表示をする者、又は
(b) 商標が登録された商品又はサービスに関して虚偽の表示をする者で、表示が虚偽であることを知っている又はそう信じる理由のある者は、有罪とし、1 万ドル以下の罰金に処する。
(2) 本条の適用上、商標に関してシンガポールにおいて業として、
(a) 「登録された」なる語、又は
(b) 登録への言及を(明示的に又は黙示的に)含むその他の語又は記号、
を使用することは、本法に基づく登録に関する表示とみなされるが、言及がシンガポール以外の場所での登録に関する事、及び商標が実際に当該商品又はサービスについてかく登録されたことを示す場合はその限りでない。

第 52 条 禁じられた紋章又は旗章の商標上の表示

(1) 自己の取引の目的で自己が使用する商標上に、シンガポールの紋章又は旗章の表示、又はこれらと誤認する虞のある紋章又は図形の表示をさせる又は許可する者は、大統領令により当該商標の使用を許可されない限り、有罪とする。

(2) 次の者、すなわち、(1)により禁じられている表示を付した商標が適用されている商品又は事物を、

(a) 取引又は製造の目的でシンガポールに輸入する者、

(b) 販売する若しくは販売のために申し出る若しくは陳列する者、又は

(c) 取引若しくは製造の目的で所持する者は、

有罪とする。

(3) (1)又は(2)に基づき有罪とされる者は、5万ドル以下の罰金若しくは5年以下の拘禁に処し又はこれを併科するものとし、禁じられた表示を付した商標が適用された商品又は事物は政府に没収される。

第 53 条 有罪の場合の商品の没収及び破棄

(1) 裁判所は、(2)に従うことを条件として、適当と認める場合は、この部の規定に基づき有罪とされた者に対し、次の全て又はその何れかを政府が没収するよう命じることができる。

(a) それに関して当該犯罪が行われた商品

(b) それを使って当該犯罪が行われた物品

(2) 何れかの者が第 47 条又は第 49 条に基づき登録商標に関して有罪とされた場合、裁判所は、別段の決定を下す例外的事情があると認めない限り、次の要件すべてを満たす商品を政府が没収し、破棄するよう命じることができる。

(a) 商品が

(i) それに関して当該犯罪が行われた商品である、及び

(ii) それに関して当該商標が不正に適用された商品である。

(b) 商品又はその包装が当該商標を又は当該商標の不正適用に相当する標章を付している。

(3) 何れかの

(a) (1)に基づく商品又は物品の没収は、又は

(b) (2)に基づく商品の没収及び破棄は、

当該犯罪に対して裁判所が科すことができる罰金又は罰則に追加される。

第 53A 条 強制措置

(1) 警察官は、次の者を、すなわち、往来又は公共の場において登録商標が不正に適用されている商品を、

(a) 販売する若しくは販売のために申し出る若しくは陳列する者を、又は

(b) 取引若しくは製造の目的で所持する、又は所持していることが合理的に疑われる者を令状なしに逮捕することができる。

(2) (3)に基づき、授権職員は発行された令状なしに次を行うことができる。

(a) 登録商標が不正に適用された商品がその中にあると自己が合理的に疑う輸送機関を、強制的若しくは他の方法で、停止する、搜索する及び乗り込むこと、及び

(b) 第 46 条、第 47 条、第 48 条、第 49 条又は第 52 条にいう犯罪の

(i) 証拠である又は証拠を含むことを、又は

(ii) 証拠である虞がある又は証拠を含む虞があることを、

自己が認める商品及び何れかのものを差押する、移動する、又は留置すること。

(3) 次の場合、すなわち、

(a) 第 46 条、第 47 条、第 48 条、第 49 条又は第 52 条にいう犯罪の対象である商品、

(b) 第 46 条、第 47 条、第 48 条、第 49 条又は第 52 条にいう犯罪行為に使用された材料又は物品、又は

(c) 第 46 条、第 47 条、第 48 条、第 49 条又は第 52 条にいう犯罪が行われた証拠である書類が、

構内又は輸送機関に存在することを疑う正当な理由があるという情報が裁判所に宣誓の上で提出された場合、

裁判所は、無条件に又は裁判所が適切と認める条件に従い、警察官に権限を与える令状を発行することができ、それにより警察官は、令状にいう商品、材料、物品又は書類について、個別に又は全般的に、構内又は輸送機関に立ち入り捜索し、かつ、当該構内又は輸送機関で発見された当該商品、材料、物品又は書類を差押さえることができる。

(4) (3) に基づき、商品、材料、物品又は書類が差押さえられ、かつ

(a) 第 46 条、第 47 条、第 48 条、第 49 条又は第 52 条にいう提起された手続において、

(i) 当該商品、材料、物品又は書類の処分に関する命令が下されない場合、又は

(ii) 第 53 条にいう商品又は物品の場合に、第 53 条(1)又は(2)にいう命令が下されない場合、又は

(b) 差押の 6 月以内に当該手続が開始されない場合、

当該商品、材料、物品又は書類は、差押さえられた時にそれを所持していた者に返還される、又は、当該所持者に返還することが合理的に実施可能でない場合は、警察当局の管理下にある遺失物若しくは引き取り手のない物の処分を定める法律に従って処分される。

(5) 善意によりなされた又は本条に基づく権限、義務若しくは職務の行使において省略された行為について、政府又はその職員若しくは従業者に対しては如何なる訴訟若しくはその他の法的手続も提起してはならない。

(6) 本条において、

(7) 「授権職員」とは、次を意味する。

(a) 警察官

(b) 税関法(Cap. 70)に定義されている税関職員

(c) 出入国法(Cap. 133)に定義されている入国管理官、又は

(d) 本条により認定職員に付与及び賦課される権限を行使する及び義務を遂行するために官報における通知により大臣が任命する何れかの職員又は職員の階級若しくは等級。

「輸送機関」とは、人又は商品を運搬することができる何れかの自動車、船舶、列車又は航空機を含む。

「書類」とは、何れかの記述を有する情報を記録したものすべてを意味する。

「構内」には、陸地、建築物又は構造を含む。

第VII部 国際事項

マドリッド議定書等

第54条 マドリッド議定書等を発効させる規定を制定する権限

(1)大臣は、マドリッド議定書又はシンガポールが当事国である商標に関する条約、協定、取決め若しくは契約の規定をシンガポールにおいて発効させる規則を制定することができる。

(2)規則は、特に次のことを定めるように制定することができる。

(a)本国官庁としての登録局を通じて、国際登録出願をなすこと

(b)シンガポールの基本出願又は登録が認められない又は失効した場合に従う手続

(c)登録局が国際事務局又は規則に定める団体からシンガポールへの保護の拡大請求を受領した場合に従うべき手続

(d)認められたシンガポールへの保護の拡大請求の効果

(e)国際登録出願又は国際登録から、国内登録出願への変更

(f)国際事務局への情報の伝達、並びに

(g)国際登録出願、保護の拡大及び更新に関して定める手数料及び金額の納付

(3)国際商標(シンガポール)に関して第35条並びに第VI部及び第X部の規定を適用させる規定も、規則において制定することができる。

(4)本条の適用上、

「国際事務局」とは、マドリッド議定書第2条(1)に与える意味を有する。

「国際商標(シンガポール)」とは、マドリッド議定書に基づきシンガポールにおいて保護を与えられている商標、又は大臣が国際商標(シンガポール)として定める商標をいう。

「マドリッド議定書」とは、1989年6月27日にマドリッドで採択され、随時改正又は修正された、標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書をいう。

パリ条約、TRIPS 協定及び周知商標：補足規定

第55条 周知商標の保護：

(1)本条に基づき、周知商標は次に拘らず保護される権利を有する。すなわち、

(a)周知商標が、シンガポールにおいて登録されたか、又は登録官に登録出願が提出されたか否かに拘らず、また

(b)周知商標の所有者が、シンガポールにおいて事業を営んでいるか又は善意を有するか否かに拘らない。

(2)(6)及び(7)の規定に従うことを条件として、周知商標の所有者は、同一又は類似の商品又はサービスに関して、全部又はその重要な部分が自己の商標と同一又は類似の商標の使用が混同を生じる虞のある場合は、その商標を業として自己の同意なくシンガポールにおいて使用することを差止命令により禁止する権利を有する。

(3)(6)及び(7)の規定に従うことを条件として、周知商標の所有者は、商品又はサービスに関して、全部又はその重要な部分が自己の商標と同一又は類似の商標を使用することが次の場合は、すなわち、

(a)その商品又はサービスと周知商標の所有者との関係を示す可能性があり、かつ、当該所

有者の利益を害する虞がある場合は、又は

(b) 当該所有者の商標がシンガポールにおいて国民全体に知られている場合には、
(i) 当該所有者の商標の識別性のある特徴を不当な方法で損なう可能性がある場合は、又は
(ii) 当該所有者の商標の識別性のある特徴を不当に利用する可能性がある場合は、
その商標を業として自己の同意なくシンガポールにおいて使用することを差止命令により禁止する権利を有する。

(4) (6) 及び(7)の規定に従うことを条件として、周知商標の所有者は、全部又はその重要な部分が自己の商標と同一又は類似の事業標章を使用することが次の場合は、すなわち、

(a) それを使用される事業と周知商標の所有者との関係を示す可能性があり、かつ、当該所有者の利益を害する虞がある場合は、又は

(b) 当該所有者の商標がシンガポールにおいて国民全体に知られている場合には、
(i) 当該所有者の商標の識別性のある特徴を不当な方法で損なう可能性がある場合は、又は
(ii) 当該所有者の商標の識別性のある特徴を不当に利用する可能性がある場合は、
その事業標章を業として自己の同意なくシンガポールにおいて使用することを差止命令により禁止する権利を有する。

(5) 裁判所が(4)に基づき差止命令を発して、何れかの事業に対して何れかの事業標章を業として使用することを禁じる場合は、裁判所は、何れかの者、団体、又は当局が保管している当該事業と当該事業標章を関連付ける記録の記入に関して裁判所が適切と認めるその他の命令を発することができる。

(6) 周知商標がシンガポールにおいて周知となる前に、当該商標又は場合に応じて事業標章が使用され始めた場合は、その商標又は事業標章が悪意によって使用されていない限り、当該所有者は(2)、(3)、(4)にいう権利を有さない。

(7) 周知商標の所有者が、当該商標又は場合に応じて事業標章がシンガポールにおいて使用されていることを知りながら、かつ、継続して5年にわたってその使用を黙認していた場合は、その商標又は事業標章が悪意によって使用されていない限り、当該所有者の(2)、(3)、(4)にいう権利は失効する。

(8) 当該商標又は場合に応じて事業標章が悪意によって使用されたか否かを判断する際に、使用者が当該商標又は事業標章の使用を開始した時点で、周知商標の所有者の商標について知っていたか否か又は知る理由があったか否かを考慮することが直接関係するものとする。

(9) (2)の規定は、(2)でいう使用のうち1999年1月15日前に開始された商標の善意による使用の継続には影響しない。

(10) (3)又は(4)の規定は、(3)又は(4)でいう使用のうち2004年7月1日前に開始された商標又は場合に応じ事業標章の善意による使用の継続には影響しない。

(11) 本条並びに第55A条、第56条、第57条及び第59条の適用上、商標に関する「使用」とは、第27条(4)にいう使用を意味する。

第55A条 周知商標の許可された使用

(1) 第55条に拘らず、周知商標の所有者は、工業上又は商業上の事項における善良な慣行に従って何れかの者が、

(a) 次の名称、すなわち

(i) 自己

- (ii) 自己の事業所名
- (iii) 自己の事業の前任者名, 又は
- (iv) 自己の事業の前任者の事業所名で
- (b) 次を示す標章, すなわち,
 - (i) 商品又はサービスの種類, 品質, 数量, 用途, 価格, 原産地若しくはその他の性質を示す標章, 又は
 - (ii) 商品の製造時期若しくはサービスの提供時期を示す標章, 又は
- (c) 商品(特に付属品若しくは代替部品として)若しくはサービスの用途を示すため商標を, シンガポールにおいて使用することを差止命令により禁止する権利を有さない。
- (2) 第 55 条に拘らず, 周知商標の所有者は, 商品又はサービスに登録されている登録商標をシンガポールにおいて使用することを差止命令により禁止する権利を有さない。
- (3) 第 55 条に拘らず, 周知商標の所有者は, 差止命令により何れかの者に対してシンガポールにおいて商標の次の使用を禁止する権利を有さない。
 - (a) 商業比較広告又は販売促進における正当な使用
 - (b) 非商業目的における使用, 又は
 - (c) 報道又は時事解説を目的とする使用

第 56 条 締約国の国章等 : パリ条約第 6 条の 3 等

- (1) 締約国の旗章で構成される又はこれを含む商標は, 当該国の管轄当局の許可なしに登録することはできないが, 申請される方法による旗章の使用は当該許可なく許可されると登録官が認める場合はその限りでない。
- (2) パリ条約又は TRIPS 協定に基づき保護される締約国の紋章又は他の記章で構成される又はこれを含む商標は, 当該国の管轄当局の許可なく登録されることはない。
- (3) 締約国が採択する公の標識又は印章で構成される又はこれを含む商標で, 監督及び証明を示すものは, 当該標識又は印章がパリ条約又は TRIPS 協定に基づき保護される場合は, 当該国の管轄当局の許可なく, 監督及び証明を示す商品又はサービスと同一又は同類の商品又はサービスに関して登録されない。
- (4) 国旗及びその他の国の記章並びに公の標識又は印章に関する本条の規定は, 紋章学上の見地から当該国旗, その他の記章, 記号又は印章を模倣するすべてのものに等しく適用される。
- (5) 本条の如何なる規定も, ある国の国民で, その国に属す国の記章, 公の標章又は印章の利用を許可されている者の出願に基づく商標登録を, 別の国のものと類似している場合であっても, 妨げるものではない。
- (6) 本条により, 締約国の管轄当局の許可が商標の登録に必要である又は必要とされる場合は, 当該当局は, 自己の許可なくシンガポールにおいて業として商標を使用することを差止命令により禁じる権利を有する。

第 57 条 一定の国際機関の記章等 : パリ条約第 6 条の 3 等

- (1) 本条は, 1 又は複数の締約国が加盟している政府間国際機関の,
 - (a) 紋章, 旗章その他の記章, 並びに
 - (b) 略称及び名称,

に適用される。

(2) パリ条約又は TRIPS 協定に基づき保護されている当該記章、略称又は名称で構成される又はこれを含む商標は、当該国際機関の許可なく登録されないが、ただし、申請案された方法による記章、略称又は名称の使用が、

(a) 当該機関と商標との間に関係があると公衆に暗示するものでない、又は

(b) 使用者と当該機関との間に関係があると公衆に誤認させる虞がない、と登録官が認める場合はその限りでない。

(3) 国際機関の記章に関する本条の規定は、紋章学上の見地から当該記章を模倣するすべてのものに等しく適用される。

(4) 本条により、国際機関の許可が商標の登録に必要である又は必要とされる場合は、当該機関は、自己の許可なくシンガポールにおいて業として商標を使用することを差止命令により禁じる権利を有する。

(5) 本条の如何なる規定も、1995年2月23日(パリ条約の関連規定がシンガポールに関して施行された日)前に当該商標の善意の使用を開始した者の権利には影響を与えない。

第 58 条 パリ条約第 6 条の 3 等に基づく通知

(1) 第 56 条の適用上、締約国の国章(国旗以外)及び公の標識又は印章は、次の場合にのみ又はその範囲において、パリ条約又は TRIPS 協定に基づき保護されるとみなされる。

(a) 当該国がシンガポールに対し、パリ条約第 6 条の 3(3)に従って又は TRIPS 協定に準用された当該条文に基づいて、当該記章、標識又は印章の保護を希望する旨を通知した場合

(b) 通知が引き続き効力を有する場合、及び

(c) シンガポールがパリ条約第 6 条の 3(4)に従って又は TRIPS 協定に準用された当該条文に基づいて、それについて異議申立をしなかった又は当該異議申立が棄却された場合

(2) 第 57 条の適用上、国際機関の記章、略称及び名称は、次の場合にのみ又はその範囲において、パリ条約又は TRIPS 協定に基づき保護されるとみなされる。

(a) 当該機関がシンガポールに対し、パリ条約第 6 条の 3(3)に従って又は TRIPS 協定に準用された当該条文に基づいて、当該記章、略称又は名称の保護を希望する場合

(b) 通知が引き続き効力を有する場合、及び

(c) シンガポールがパリ条約第 6 条の 3(4)に従って又は TRIPS 協定に準用された当該条文に基づいて、それについて異議申立をしなかった又は当該異議申立が棄却された場合

(3) パリ条約第 6 条の 3(3)に基づく又は TRIPS 協定に準用された当該条文に基づく通知は、通知の受領後 2 月を超えてなされた登録出願に関してのみ有効とする。

(4) 登録官は、次の一覧を保管し、合理的なすべての時間にかつ無料で公衆の閲覧に供する。

(a) 国の記章及び公の標章又は印章、並びに

(b) 国際機関の記章、略称及び名称で、

当面、パリ条約第 6 条の 3(3)に基づく又は TRIPS 協定に準用された当該条文に基づく通知により、当該条約又は TRIPS 協定に基づき保護されているもの

第 59 条 代理人又は代表者の行為：パリ条約第 6 条の 7 等

(1) (2) から (6) までは、商標登録出願が締約国における当該商標の所有者である者の代理人又は代表者によってなされた場合に適用される。

- (2) 所有者が出願に異議申立した場合は、登録は拒絶される。
- (3) 出願が(かく異議申立されずに)認容された場合は、所有者は、次のことをすることができる。
- (a) 登録の無効の宣言を申請すること、又は
- (b) 自己の名称を登録商標の所有者と書き換えるよう、登録簿の修正を申請すること
- (4) 所有者は(本法により与えられた登録商標に関する権利に拘らず)、自己が許可していないシンガポールにおける業としての商標の使用を差止命令により禁じることができる。
- (5) (2)、(3)及び(4)は、代理人又は代表者が自己の行為を正当化する場合又はその範囲においては、適用されない。
- (6) (3) (a) 又は(b)に基づく申請は、所有者が登録に気づいてから3年以内にしなければならない。
- (7) 所有者が継続して3年以上黙認していた使用に関しては、(4)に基づく差止命令は付与されない。

第VIII部 団体標章及び証明標章

第60条 団体標章

(1) 団体標章とは、団体の構成員が業として取り扱う又は提供する商品又はサービスに関して、当該商品又はサービスと、団体の構成員でない者がかく取り扱う又は提供する商品又はサービスとを区別するために使用される又は使用されることを意図する標章である。

(2) 本法の規定は、附則1の規定に従うことを条件として、団体標章に適用される。

第61条 証明標章

(1) 証明標章とは、次の商品又はサービス、すなわち、

(a) 業として取り扱われる又は提供されるもの、及び

(b) 原産地、材料、商品の製造方法又はサービスの履行方法、品質、精度その他の特徴に関して証明標章の所有者が証明したものを、

業として取り扱われ又は提供されたがかく証明されていないその他の商品又はサービスと区別するために用いる又は用いることを意図する標章を意味する。

(2) 本法の規定は、附則2の規定に従うことを条件として、証明標章に適用される。

第IX部 行政その他の補足規定

登録官

第 62 条 商標登録官及びその他の職員

- (1) 商標登録局の管理を行う商標登録官をおくものとする。
- (2) 登録官の管理に従うことを条件として、第 63 条に基づく登録官の権限以外の本法に基づく登録官のすべての権限及び職務を有する 1 又は複数の商標副登録官をおく。
- (3) 1 又は複数の商標登録官補をおくものとする。
- (4) 本条に基づく登録官及びすべての他の職員は、大臣が任命する。

第 63 条 登録官による委任

- (1) 登録官は、自ら署名した書面を以て、特定の事項又は種類の事項に関連して、本法に基づく自己の権限又は職務(この委任の権限を除く)の全部又は一部を、商標登録官補又は何れかの職員に委任することができ、委任された権限及び職務は、委任の書面に明記する事項又は種類の事項に関して受任者が行使することができる。
- (2) 本条に基づく委任は任意に取消可能であり、登録官による又は商標副登録官による権限又は職務の行使を妨げるものではない。

第 64 条 商標登録局

本法の適用上、商標登録局として知られる官庁を設立する。

第 65 条 登録局の印章

登録局の印章を備え置き、その印章の印影は、司法上認められる。

登録簿

第 66 条 登録簿

- (1) 登録官は、商標登録簿を備える。
- (2) 本法に従い、次のものを登録簿に記入する。
 - (a) 登録商標
 - (b) 登録商標に影響を与える登録可能な取引について定めることのできる細目、及び
 - (c) 登録商標に関連して定めることのできるその他の事項
- (3) 登録簿は、全体又は一部をコンピュータを使用して保管することができる。
- (4) 登録簿を保管する目的で、コンピュータを使用してなされる細目又はその他の事項の記録は、登録簿の記入事項とみなされる。

第 67 条 登録簿の修正又は訂正

- (1) 十分な利害を有する者は、登録簿における誤記又は脱落の修正を申請することができる。
- (2) 修正の申請は、商標登録の有効性に影響を与える事項に関しては行うことができない。
- (3) 修正の申請は、次の場合を除いて、登録官又は裁判所の何れかになすことができる。

(a) 問題の商標に関する手続が裁判所で係属中の場合は、申請は、裁判所に行わなければならない。及び

(b) その他の場合において申請が登録官になされる場合は、手続の何れの段階においても登録官は、申請を裁判所へ付託することができる。

(4) 登録官又は裁判所が別段の指示をする場合を除き、登録簿の修正の効果は、問題の誤記又は脱落が初めからなされなかったとみなされることである。

(5) 登録官は、所定の方法で登録商標の所有者又は使用権者がなす請求に基づいて、登録簿に記録されたその者の名称又は住所の変更を記入することができる。

(6) 登録官は、失効したと自己が認める事項を登録簿から抹消することができる。

第 68 条 登録簿の閲覧及び登録簿の抄本

(1) 登録簿は、登録局の就業時間中、閲覧に供する。

(2) 登録簿又は登録簿の一部をコンピュータを使用して保管する場合は、登録簿又は登録簿の当該部分の閲覧を希望する者が、登録簿又は登録簿の当該部分に記録された細目又はその他の事項を画面上で読むことができる又はこれらの印刷された写しを得ることができるコンピュータ端末へのアクセスを付与される場合は、(1)を満たす。

(3) 登録簿の記入事項の認証謄本又は登録簿の認証抄本を申請する者は、所定の手数料を納付することにより、当該謄本又は抄本を入手する権利を有し、認証していない当該謄本又は抄本を申請する者は、所定の手数料の納付により当該謄本又は抄本に対する権利を有する。

(4) 文書以外の様式で保管される登録簿の部分に関連して、(3)により付与される謄本又は抄本に対する権利は、それが取られる様式での謄本又は抄本に対する権利である。

(5) 本条において「認証謄本」及び「認証抄本」とは、登録官が認証し、登録官の印章を捺印した謄本及び抄本をいう。

登録官の権限及び義務

第 69 条 登録官が裁定する費用

(1) 登録官は、自己に対する手続の当事者に対して、当該事項に関する費用を本法に基づき制定される規則に定める金額で裁定することができる。

(2) 規則は、登録官による費用又は費用の一部の算定について、定めることができる。

(3) 費用の裁定又は費用の算定を希望する当事者は、規則に従って登録官に申請しなければならない。

(4) ある当事者が別の当事者の費用を支払うよう命じられた場合は、当該費用は、最初の当事者が他方当事者に支払うべき債務として、管轄裁判所において回収することができる。

第 70 条 費用の担保

シンガポールに居住せず、事業を営んでいない者が、

(a) 第 13 条に基づく異議申立を行う場合、又は

(b) 第 22 条若しくは第 23 条に基づいて、商標登録の取消若しくは場合により無効の宣言を登録官に申請する場合は、

登録官は、手続費用の担保を提供するようその者に請求することができ、担保が提供されな

い場合は、当該手続を却下することができる。

第 71 条 登録官に対する証拠

登録官は、本法に基づく自己に対する手続の目的で、次をなすことができる。

- (a) 証人を召喚すること
- (b) 口頭又はその他の方法で宣誓の上、証拠を受領すること、及び
- (c) 書類又は物品の提出を求めること

第 72 条 召喚に応じないことは違反である

- (1) 登録官の前に証人として出頭するよう召喚された者は、合法的な理由がなければ、召喚に応じて出頭することを怠ってはならない。
- (2) 登録官により書類又は物品を提出するよう求められた者は、合法的な理由がなければ、書類又は物品を提出することを怠ってはならない。
- (3) (1) 又は (2) に違反する者は有罪とし、2,000 ドル以下の罰金若しくは 3 月以下の拘禁に処し又はこれを併科する。

第 73 条 証拠の付与を拒絶することは違反である

- (1) 登録官の前に出頭する者は、合法的な理由がなければ、宣誓すること、確約すること、書類若しくは物品を提出する又は質問に回答することであって、提出すること又は回答することを合法的に要求されるものを拒絶することはできない。
- (2) (1) に違反する者は有罪とし、2,000 ドル以下の罰金若しくは 3 月以下の拘禁に処し又はこれを併科する。

第 74 条 庁の行為に関する責任の免除

- (1) 庁及び登録官は、本法又はシンガポールが当事者である条約、協定、取決め若しくは契約に基づいて商標登録の有効性を保証するとはみなされない。
- (2) 庁又は登録官の何れも、本法又は当該条約、協定、取決め若しくは契約により要求される若しくは許可される審査又はその審査の結果となる報告若しくはその他の手続を理由に若しくはこれに関連して、何れの責任にも服するものではない。
- (3) 本条により庁又は登録官が責任を負わない事項に関しては、如何なる手続も庁の職員又は登録官に対して提起されてはならない。

第 75 条 登録官に対する上訴

- (1) (2) に基づき又は本法に基づき制定される規則に定めがある場合を除き、本法又はそれに基づき制定された規則に基づく事項についての登録官の決定には、上訴はないものとする。
- (2) 次の事項は、裁判所への上訴に服するものとする。
 - (a) 商標の登録可能性に関する登録官の決定
 - (b) 第 20 条に定めるように登録商標の変更を認めない登録官の決定
 - (c) 第 22 条に基づく取消の申請に関する登録官の決定
 - (d) 第 23 条に基づく無効の宣言の申請に関する登録官の決定
 - (e) 第 67 条に基づく登録官の決定

様式，手数料，就業時間及び公告

第 76 条 様式及び登録官の指示

大臣は，登録官が次を公告することに関して規則を制定することができる。

- (a) 商標登録又は本法に基づく登録官に対するその他の手続きに関する目的で使用するための様式，及び
- (b) 登録官が発行する業務指示

第 77 条 手数料

- (1) 本法に基づく出願，登録及びその他の事項に関しては，所定の手数を納付するものとする。
- (2) 大臣は，所定の事情における手数料の免除について規則を定めることができる。
- (3) 徴収された手数料はすべて庁の基金へ納付される。
- (4) (3)は，第 54 条(2)(g)に基づき制定される規則に定める手数料で国際事務局へ転送されるものには適用されない。

第 78 条 就業時間及び非就業日

- (1) 登録官は，業務指示を発行することにより，次を指定することができる。
 - (a) 登録局の就業時間
 - (b) 非就業日とみなされる日
- (2) 大臣は，次に行われる本法に基づく業務の効力を定めることができる。
 - (a) 何れの日においても登録局の就業時間後，又は
 - (b) 非就業日にあたる日
- (3) (1)と(2)の適用上，
 - (a) 異なる種類の業務について，異なる就業時間を指定することができる
 - (b) 異なる種類の業務について，異なる非就業日を指定することができる
 - (c) 次に行われる異なる種類の業務について，異なる効力を指定することができる
 - (i) 登録局の就業時間外，又は
 - (ii) 非就業日

第 79 条 商標出願等の公告

商標登録出願の細目(標章の表示を含む)及び登録官が適切と認める商標に関連するその他の情報の登録官による公告について，大臣は規則を制定することができる。

商標代理人

第 80 条 代理人の認知

規則に別段の定めがある場合を除き，商標登録又は登録商標に関する手続きに関連してある者によって又はある者に対してなすことを本法により要求又は許可される行為は，口頭又は書面でその者が授権した代理人によって又は代理人に対してなすことができる。

第X部 国境警備当局による支援

国境強制措置

第 81 条 この部の解釈

この部において、文脈上他に要求されない限り、

「航空機」とは、輸出入規制法(Cap. 272A)第 2 条における意味と同一の意味を有する。

「授権職員」とは、次を意味する。

(a) 関税法(Cap. 70)第 3 条に規定する税関職員、又は

(b) この部により授権職員に付与及び賦課される権限を行使する及び義務を遂行するために、官報における通知により大臣が任命する職員又は当該階級若しくは等級の職員

「輸送機関」とは、輸出入規制法(Cap. 272A)における意味と同一の意味を有する。

「長官」とは、関税法第 4 条(1)に基づいて任命される関税税務長官をいう。

「通過中の商品」とは、シンガポール内で陸揚げされるか積み替えられるかを問わず、同一の又は別の輸送機関によって別の国に運送されるべき輸入商品をいう。

「侵害訴訟」とは、差押商品の輸入によって構成される関連の登録商標の侵害訴訟をいう。

「船長」とは、輸出入規制法の第 2 条における意味と同一の意味を有する。

「異議申立人」とは、特定の差押商品に関連して、第 82 条に基づく通知を与え、その通知の結果、商品の差押が生じた者をいう。

「航空機パイロット」とは、輸出入規制法の第 2 条における意味と同一の意味を有する。

「所有者」とは、登録商標に関連して、商標の使用権者を含む。

「留置期間」とは、差押商品に関連して、次を意味する。

(a) 当該商品に関して第 85 条に基づき付与する通知に定める期間、又は

(b) その期間が第 85 条に基づいて延長された場合は、かく延長された期間

「差押商品」とは、第 82 条に基づいて差し押さえられた商品をいう。

「上級授権職員」とは、次を意味する。

(a) 関税法第 3 条に規定する上級税関職員、並びに

(b) この部により上級授権職員に付与及び賦課される権限を行使する及び義務を遂行するために官報における通知により大臣が任命する職員又は当該階級若しくは等級の職員

「自動車」とは、輸出入規制法(Cap. 272A)の第 2 条における意味と同一の意味を有する。

「船舶」とは、輸出入規制法の第 2 条における意味と同一の意味を有する。

第 82 条 侵害にあたる商品の輸入制限

(1) 登録商標の所有者又は使用権者は、長官に対して、次のことを記載する書面通知を行うことができる。

(a) 自己は、登録商標の所有者若しくは使用権者であり、当該通知を行う権利を有すること

(b) 当該通知において、登録商標に関連して侵害にあたる商品である商品が取引の目的で輸入されることが予期されることを記載し、かつ

(c) 次のために、すなわち、

(i) 当該商品を特定し

(ii) 当該商品の予期される輸入時期と場所を長官が確定できるようにし、かつ

(iii) 当該商品が侵害商品であることを長官に認めさせるために、十分な情報を提供し、かつ

(d) 自己が当該輸入行為に反対することを記載すること。

(2) (1)に基づいて行う通知は、本法に基づき制定される規則が定める書類及び情報を裏付けとし、所定の手数料を添付する。

(3) (1)に基づく通知は、通知が与えられた日に始まる 60 日の期間の末日まで効果を維持するが、次の者による長官に対する書面通知により、当該期間の末日前に取り消された場合はその限りでない。

(a) 最初に言及した通知を与える者が登録商標の使用権者であり、当該通知を取り消す権限を有する場合は、当該使用権者により

(b) その他の場合においては、その時点で登録商標の所有者である者により

(4) 次の場合、すなわち、

(a) 登録商標に関して本条に基づいて通知が与えられていた場合、

(b) 通知が失効していない又は取り消されていない場合、及び

(c) ある者が通過中の商品ではない商品を輸入し、その商品に認定職員の意見で問題となる登録商標と同一若しくは類似する標章が付されている又はその包装に標章が付されている場合は、

授權職員は、商品の差押をすることができる。

(5) 大臣は、次のものを定める規則を制定することができる。

(a) 本条に基づく通知の様式

(b) 通知を与える時期及び方法、並びに

(c) 長官に対する情報及び証拠の提供

第 83 条 差押の債務又は費用に対する担保

授權職員は、第 82 条に基づいて商品の差押を拒絶することができるが、次の場合を除く。

(a) 長官の意見で、次のために十分な金額を異議申立人が長官に預託している場合

(i) 商品の差押の結果として生じる虞のある債務若しくは費用を政府に弁済するため、及び

(ii) 第 89 条(2)若しくは第 90 条(6)に基づき、裁判所が命じる賠償を支払うため、又は

(b) 異議申立人が、当該債務若しくは費用の政府に対する弁済及び当該賠償の支払のために、長官が納得するように担保を与えている場合

第 84 条 差押商品の安全な保管

差押商品は、長官が指示する安全な場所に置く。

第 85 条 差押通知

(1) 第 82 条に基づく商品の差押後速やかに、長官は輸入者及び異議申立人に対して、直接に又は郵送により、商品を特定し、かつ、それらが差し押えられたことを記載する書面通知を与える。

(2) (1)に基づく通知には、次の場合でない限り、商品を輸入者に解放する旨を記載する。

(a) 商品に関する侵害訴訟が、通知に定める日から所定の期間内に異議申立人によって開始された場合、及び

(b) 異議申立人が、侵害訴訟が開始されたことを記載する書面通知を、当該期間内に長官に対して与えた場合

(3) (2) (a)の目的で所定の期間とは、同項の目的で定める期間である。

(4) (2) (a)の目的で定める日は、通知を与える日よりも前であってはならない。

(5) 異議申立人は、(2) (a)の目的で通知に定める期間(当初期間)の末日前に、書面通知を長官に与えることにより、期間の延長を請求することができる。

(6) (7)に従うことを条件として、次の場合、すなわち、

(a) 請求が(5)に従って行われた場合、及び

(b) 請求を認めることが合理的であると長官が納得する場合は、長官は、当初期間を所定の期間、延長することができる。

(7) (5)に従って行う請求に基づく決定は、請求後2就業日以内になされなければならないが、当該決定は請求が関連する当初期間の末日後にはなすことができない。

第86条 差押商品の検査、解放等

(1) 長官は、異議申立人又は輸入者が差押商品を検査することを許可することができる。

(2) 異議申立人が必要な保証を与える場合は、長官は、異議申立人による検査のために、差押商品の見本を異議申立人が長官の保管から移動することを許可することができる。

(3) 輸入者が長官に必要な保証を与える場合は、長官は、輸入者による検査のために、差押商品の見本を輸入者が長官の保管から移動することを許可することができる。

(4) 必要な保証とは、保証を与える者が次を行うという書面による保証である。

(a) 長官が納得する指定期日に、見本を長官に返却すること、及び

(b) 見本の損害を防ぐための合理的な注意を払うこと

(5) 長官が本条に従って異議申立人による差押商品の検査又は見本の移動を許可する場合は、次に起因して輸入者が被る損失又は損害について、長官は輸入者に対する責任を負わない。

(a) 検査の間に発生した差押商品への損害、又は

(b) 長官の保管から移動された見本について若しくは関連して異議申立人若しくはその他の者がなすもの、又は当該見本の異議申立人による使用

第87条 同意による差押商品の没収

(1) (2)に従うことを条件に、輸入者は長官に対する書面通知により、差押商品を政府が没収することに同意することができる。

(2) 通知は、差押商品に関連する侵害訴訟の開始前に与えるものとする。

(3) 輸入者が当該通知を与えた場合は、差押商品は政府に没収され、次のように処分される。

(a) 本法に基づき制定される規則が定める方法で、又は

(b) 処分方法がかく定められていない場合は、長官が指示するように

第88条 輸入者に対する差押商品の強制解放

(1) 差押商品(第87条に基づき政府に没収された商品ではないもの)の留置期間の満了前に異議申立人が次を行っていない場合は、長官は輸入者に対し、当該期間の満了時に差押商品を解放する。

(a) 当該商品に関連して侵害訴訟を開始したこと、及び

(b) 訴訟が開始されたことを記載する書面通知を長官に与えたこと

(2) 次の場合、すなわち、

- (a) 差押商品に関連して侵害訴訟が開始された場合、及び
- (b) 訴訟が開始された日に始まる 3 週間の末日において、訴訟が開始された裁判所の商品の解放を妨げる命令が有効でない場合は、
長官は、輸入者に対して商品を解放する。
- (3) 差押商品の解放に同意することを記載する書面通知を異議申立人が長官に与えた場合は、
長官は、輸入者に対して商品を解放する。
- (4) 本条は、第 91 条に従うことを条件として有効である。

第 89 条 訴訟を提起しないことに対する賠償

- (1) 第 82 条に基づいて与えられた通知に従って商品が差し押さえられ、当該異議申立人が商品の留置期間内に侵害訴訟を提起しない場合は、当該差押による被害者は、異議申立人に対する賠償命令を裁判所に申請することができる。
- (2) 申請人が商品の差押えの結果として損失又は損害を被ったことに裁判所が納得する場合は、裁判所は、異議申立人に対して、裁判所が適当と認める金額の賠償を支払うよう命令することができる。

第 90 条 登録商標の侵害訴訟

- (1) 侵害訴訟が係属している裁判所は、当該訴訟の訴訟物に十分な利害を有する者の申請があれば、その者が当該訴訟の被告として参加することを許可することができる。
- (2) 授権職員は、侵害訴訟の審理について審理を受ける権利を有する。
- (3) 本条とは別に付与されうる救済に加えて、裁判所は次のことをすることができる。
 - (a) もしあれば裁判所が適当と認める条件に従って、差押商品を輸入者に解放するよう随時命令すること
 - (b) 定める期間の末日前に、差押商品を輸入者に解放しないよう命令すること、又は
 - (c) 差押商品を政府が没収するよう命令すること
- (4) 政府又は法定当局が、他の法律に基づいて差押商品の管理を維持するよう要求又は許可されていることに納得する場合は、裁判所は、(3) (a) に基づく命令を下すことができない。
- (5) 長官は、(3) に基づいて下された命令を遵守する。
- (6) 次の場合、すなわち、
 - (a) 訴訟が却下若しくは中止される場合、又は裁判所が関連する登録商標は差押商品の輸入によって侵害されなかったと決定する場合、及び
 - (b) 侵害訴訟の被告が、商品の差押の結果として損失又は損害を被ったことを裁判所に納得させた場合は、
裁判所は、異議申立人に対して、裁判所が適当と認める金額の賠償を被告に支払うよう命令することができる。

第 91 条 差押商品の管理の維持

第 88 条に拘らず、差押商品に関連して第 90 条 (3) に基づき何ら命令が下されない場合で、政府が他の法律に基づいて商品の管理を維持することを要求又は許可される場合は、長官は当該商品を解放又は処分する義務を有さない。

第 92 条 没収命令が出された差押商品の処分

差押商品は政府に没収されるべきであると裁判所が命令する場合は、当該商品は、次のように処分される。

- (a) 本法に基づき制定される規則が定める方法で、又は
- (b) 処分方法がかく定められていない場合は、長官が指示するように

第 93 条 不十分な担保

(1) この部に基づき長官が講じる又はこの部に基づく裁判所の命令に従って講じられる措置に関連して長官に発生する合理的な費用が、第 83 条に基づいて預託された額又は提供された担保の額を上回る場合は、超過額は政府に支払うべき債務である。

(2) (1) によって生じる債務は、異議申立人、又は 2 以上の異議申立人がいる場合は異議申立人全員が連帯して支払う。

第 93A 条 模造商品の留置と検査

(1) 第 82 条(4)に拘らず、何れの授権職員も、自己が登録商標に係る模造商品であるとの合理的な疑念を有する商品に対して次のことをすることができる。

(a) 次の商品、すなわち

(i) シンガポールに輸入された商品、又はシンガポールから輸出される商品、及び

(ii) シンガポールにおいて商業上又は実際に存在する何れかの者に委託されていない、通過中ではない商品を

留置すること、又は

(b) 通過中の商品を含むすべての商品を検査すること。

(2) (1) (a) に基づき商品が留置されてからできる限り速やかに、長官は、

(a) 留置された商品の輸入者、輸出者又は場合により受託者に対して、及び

(b) 当該登録商標の所有者に対して

書面通知を送付し、それにおいて商品を特定し、商品が留置されたことを記載し、(3)にいう事項を開始する。

(3) 留置された商品は、その商品の輸入者、輸出者又は場合により受託者に返還される。ただし、所定の期間内に当該登録商標の所有者が次のことをする場合は、その限りではない。すなわち、

(a) 留置された商品がシンガポールに輸入された商品であり且つ通過中ではない商品の場合は、当該登録商標の所有者が、

(i) 第 82 条(1)にいう書面通知を長官に送付する場合

(ii) 第 82 条(2)にいう書類及び情報を長官に提出し、手数料を納付する場合、かつ、

(iii) 第 83 条(a)にいう金額を長官に預託し、又は第 83 条(b)にいう担保を提供する場合、又は

(b) 留置された商品が、シンガポールから輸出される商品、又は通過中の商品でありシンガポールにおいて商業上又は実際に存在する何れかの者に委託されている場合は、当該登録商標の所有者が、

(i) 自己の商標について侵害訴訟を提起する場合

- (ii) 裁判所の許可による当該商品の更なる留置命令を長官に送達する場合、かつ
- (iii) 次のため、すなわち、
- (A) 当該商品の留置の結果として政府が被った又はさらに被る虞のある債務若しくは費用を政府に弁済するため、及び
- (B) 裁判所が命令する賠償を当該商品の留置により損失又は損害を被る何れかの者に支払うため、
- 長官の意見として十分な金額を長官に預託する場合、又は
- 当該債務若しくは費用の政府に対する弁済及び当該賠償の支払のために、長官が納得するように担保を与える場合。
- (4) (3) (b) (ii) にいう裁判所が許可する商品に対する更なる留置命令のすべては、登録商標の所有者が、(3) に基づき所定の期間内に(3) (b) (iii) の規定に従うことを条件とする。
- (5) 裁判所が、(3) (b) にいう商品に対する更なる留置命令を発した場合、
- (a) 留置された商品は、長官が指定した安全な場所に移動され、かつ
- (b) 第 86 条、第 87 条及び第 89 条から第 93 条までの規定は、必要な変更を加え、その商品に対する更なる留置に適用され、当該適用を目的として、
- (i) 異議申立人への言及は、当該登録商標の所有者への言及と解され
- (ii) 輸入者への言及は、留置されたその商品の輸出者又は場合に応じて受託者への言及と解され
- (iii) 差押された商品への言及は、留置されたその商品への言及と解され
- (iv) 商品の差押への言及は、その商品の留置又は更なる留置への言及と解され
- (v) 商品の輸入又は輸入行為への言及は、次のように解される。
- (A) 商品がシンガポールから輸出される商品である場合は、その商品の輸出への言及と解され、又は
- (B) シンガポールにおいて商業上又は実際に存在する者に委託されている通過中の商品の場合は、当該受託者によるその商品の輸入、輸入行為又は輸出への言及と解される。
- (vi) 侵害訴訟への言及は、(3) (b) (i) にいう登録商標侵害に対する訴訟への言及と解され、かつ
- (vii) 留置期間への言及は、(3) にいう所定の期間への言及と解される。

搜索権

第 94 条 船舶、航空機及び自動車に関連する搜索権

- (1) 上級授権職員又は上級授権職員の一般的又は特別の指示に従って行為する授権職員は、シンガポール内の輸送機関に乗り込み、第 82 条に基づく差押又は第 93A 条に基づく留置の虞のある商品を求めて、当該輸送機関のすべての部分を臨検し、かつ、搜索することができる。
- (2) 本条によって付与された権限をより効果的に行使するため、上級授権職員は次の全部又は一部を行うことができる。
- (a) シンガポール内の船舶の船長に船を止めるよう要求すること
- (b) シンガポール内の船舶の船長又は航空機のパイロットに対する指示により、かく許可されるまでは船舶又は場合により航空機を動かさないよう要求すること

- (c) 船舶又は航空機に積載されるべき書類でその中にある商品に関連するものを、検査のために自己に提出するよう要求すること
 - (d) そうしなければ合理的に出入りすることができない輸送機関内の場所又は置場をこじ開け、かつ、強制的に立ち入ること
 - (e) シンガポール内の船舶の船長に対する指示により、当該船舶を合法的に向かうことのできる特定の錨地、埠頭又は場所へ移すよう要求すること
 - (f) シンガポール内の船舶の船長に対する指示により、船舶内の荷物又はその他の商品を移動する又は降ろすよう船長に要求すること
 - (g) 自動車の責任者に対し、次を要求すること。すなわち、
 - (i) かく許可されるまで停止し、動かさないこと、又は
 - (ii) 自動車を警察署若しくは検査場に運搬すること
 - (h) かく許可されるまで、船舶又は船内に置かれた商品の移動を禁止するよう指示すること
 - (i) 船舶の船長又は航空機のパイロットに対して、船舶又は航空機のすべての荷物の完全な積荷目録、及び船舶又は航空機が運搬する貯蔵品の完全な一覧を提出するよう要求すること
- (3) 自動車又は正味重量 75 トン以下の船舶に関して、授権職員は(2) (d) で付与された権限を除き、同項によって上級認定職員に付与された権限を行使することができる。
- (4) 本条に基づいてなされる事柄に起因する手続においては、別段の趣旨が証明されない限り、上級授権職員ではない授権職員で当該事柄をなした者は、上級授権職員の一般的又は特別の指示に従って行為していたと想定される。
- (5) 船舶又は航空機が本条に基づいて付与される若しくはなされる法律上の要件若しくは指示を遵守しない場合は、上級授権職員は、当該遵守を保証するために自己が必要と認めるすべての措置を講じることができる。
- (6) 本条に違反する、又は本条に基づいて付与される若しくはなされる法律上の要件若しくは指示を遵守しない者は、有罪とし、6,000 ドル以下の罰金若しくは 12 月以下の拘禁に処し又はこれを併科する。
- (7) 航行中の船舶に関して、授権職員がシンガポールを通過中でないことを合理的に疑う場合は、本条により付与された権限を行使することができる。

第 95 条 包装等の検査

- (1) 輸入中又は最近輸入された商品、包装、箱、収納箱若しくはその他の物品で、第 82 条に基づく差押又は第 93A 条に基づく留置の虞がある商品である又は商品を含むとの合理的な疑念が存在するものについては、次を行うことができる。
- (a) 授権定職員が検査及び捜索すること、若しくは検査及び捜索のために責任者が開封するまで留置すること
 - (b) 授権職員が適当と認める試験若しくは分析の対象とすること
 - (c) 包装、箱、収納箱若しくはその他の物品の担当者が、開封、検査及び捜索に立ち会うためのすべての合理的な便宜を与えられる場合を除き、上級授権職員により若しくはその命令によって検査及び捜索を容易にするために強制的に開封すること、又は
 - (d) 検査及び捜索の間、認定職員がマーク表示し、施錠し、封印し若しくは別途確保すること
- (2) 授権職員以外の者で、商品、包装、箱、収納箱若しくはその他の物品を確保するための

(1) (d)にいうマーク、錠、封印、又はその他の手段を移動し、開封し、破壊し又はみだりに変更する者は、有罪とし、6,000 ドル以下の罰金若しくは6月以下の拘禁に処し又はこれを併科する。

第96条 包装及び商品を警察署又は検査場へ移動させる権限

(1) 第95条により付与された権限をより簡便に行使するために、授権職員は、包装、箱、収納箱、その他の物品若しくは商品を警察署若しくは検査場に移動させ、又はその所有者若しくはその代理人若しくはそれを保管、保護若しくは管理する者によりかく移動させるよう要求することができる。

(2) 当該要求に従わない者は、有罪とし、6,000 ドル以下の罰金に処する。

(3) ある者が当該要求に従わない場合は、授権職員は、当該商品を(1)に定める方法で移動させることができ、当該移動の全費用(上級授権職員が証明する)は、その者又は当該商品の所有者から罰金として徴収することができる。

第97条 人及び荷物の検査

(1) 船舶又は航空機から降りている、降りようとする若しくは降りた直後の者、又は入国若しくはその他の目的でシンガポール内において船舶若しくは航空機を離れる者、又は陸路、海路若しくは空路によってシンガポールに入国中若しくは入国直後の者は、次を行うものとする。

(a) 授権職員の要請に基づいて、その身体、商品及び手荷物を、第82条に基づく差押又は第93A条に基づく留置の虞のある商品を求めて当該職員が検査することを許可するか、当該商品及び手荷物と一緒に警察署若しくは検査場まで職員に同行し、そこで上級授権職員の面前で、かつ、その監督下で当該職員が第82条に基づく差押又は第93A条に基づく留置の虞のある商品を求めて身体、商品及び手荷物を検査することを許可すること、又は

(b) 上級授権職員の要請に基づいて、当該職員が又は職員の面前で、かつ、その監督下で、第82条に基づく差押又は第93A条に基づく留置の虞のある商品を求めて身体、商品及び手荷物を検査することを許可すること

(2) 女性を検査することが必要な場合は、当該検査は、別の女性が礼儀をわきまえて行う。

(3) 商品及び手荷物の検査に立ち会うための合理的な便宜を付与された後に立ち会わなかった場合を除いて、立ち会うことを要求する者の商品及び手荷物は、その者の面前以外では検査しない。

(4) 本条に基づきなされる合法的な要請に従うことを拒否する者は、当該要請をなす職員が令状なしに逮捕することができる。

第98条 一定の構内に立ち入るための授権職員の権限

(1) 第94条から第97条までにより付与された権限を行使する目的で、授権職員は、小島、上陸地、埠頭、ドック、鉄道若しくは波止場、又はシンガポール港湾局法(Cap. 170A)に基づいて許可若しくは免除される港湾業務若しくは施設の提供者の構内又はシンガポール民間航空局の構内に、令状なく立入ることができる。

(2) 本条において「鉄道」とは、鉄道法(Cap. 263)における意味と同一の意味を有する。

第 99 条 妨害

次の者，すなわち，

(a) 授権職員若しくは上級授権職員が，この部に基づいて立ち入る権限を有する船舶，航空機，自動車若しくは場所へ出入りすることを拒否する者，又は

(b) 授権職員若しくは上級授権職員が，この部によりその職員に付与された権限を遂行する際に，これを妨害する若しくは妨げる者は，

有罪とし，15,000 ドル以下の罰金若しくは 12 月以下の拘禁に処し又はこれを併科する。

第 100 条 政府等の免責

この部に基づく権限，義務若しくは職務の行使において善意でなされる又はなされない事柄について，政府又はその職員若しくは従業者に対しては如何なる訴訟若しくはその他の法的手続も存在しない。

第XI部 雑則及び一般規定

第101条 登録は一応の証拠となること

登録商標又はここにいう何れかの権利に関連するすべての法的手続(登録簿の修正手続を含む)において、

- (a) 登録簿は、それに含まれるすべての事項の一応の証拠とする。
- (b) 第39条に基づく登録可能な取引の所定の細目の登録は、当該取引の一応の証拠とする。
かつ
- (c) 登録商標の所有者としてのある者の登録は、次の一応の証拠とする。
 - (i) 当初の登録の有効期間、及び
 - (ii) 登録のその後の譲渡又はその他の移転。

第102条 争点とされた登録の有効性の証明書

(1) 裁判所に対する手続において商標登録の有効性が争われ、かつ、当該商標は有効に登録されたと裁判所が認める場合は、裁判所は、その旨の証明書を付与することができる。

(2) 裁判所が当該証明書を付与し、その後の手続において、

(a) 登録の有効性が再び問題となった場合、及び

(b) 所有者が自己に有利な最終命令又は判決を得た場合は、

裁判所が別段の指示を与えない限り、所有者は事務弁護士と依頼人の間の自己の費用を得る権利を有する。

(3) (2)は、当該手続における上訴の費用には及ばない。

第103条 登録官の証明書

本法又は本法に基づき制定される規則に基づいて登録官がなすこと又は行うことを許可される登録、事項又は事柄に関して登録官が署名を付すことを意図される証明書は、登録がなされたこと及びその内容、並びに事項又は事柄がなされた又はなされなかったことの一応の証拠となる。

第104条 裁判所に対する手続の費用

本法に基づく裁判所に対するすべての手続において、裁判所は何れの当事者(登録官を含む)に対しても、自己が合理的と考える費用を裁定することができるが、登録官は、その他の当事者の費用を支払うことは命令されることはない。

第105条 商標の使用の立証責任

本法に基づく民事手続において、登録商標が使用されたことに関して疑義が生じた場合は、それについて如何なる使用がなされたのかを示すのは所有者である。

第105A条 犯罪の示談

(1) 登録官又は登録官により書面で授権された者は、本法又は本法に基づき制定される規則に基づく犯罪で示談可能な犯罪として定める犯罪を、当該犯罪をなしたことが合理的に疑われる者から2,000ドル以下の金額を徴収することにより、自己の裁量で示談にすることがで

きる。

(2) 庁は、大臣の承認を得て、示談可能な犯罪を規定する諸規則を制定することができる。

(3) 当該金額が納付された場合は、当該犯罪に関して当該人に対する更なる手続はなされない。

(4) 本条に基づいて徴収された金額はすべて、庁の基金へ納付される。

第 106 条 裁判所の管轄権

地方裁判所又は治安判事裁判所は、本法に基づくすべての違反を審理し決定するための管轄権を有し、刑事訴訟手続法(Cap. 68)における別段の規定にも拘らず、当該違反に関して全面的な罰金又は罰則を科す権限を有する。

第 107 条 パートナーシップ又は法人がなした違反

(1) パートナーシップがなしたと主張される本法に基づく違反についての手続は、パートナーの名義ではなく企業の名義でパートナーシップに対して提起されるが、ただし、(3)に基づくパートナーの責任は免れることはない。

(2) 当該手続における有罪判決に基づいてパートナーシップに科せられる罰金は、パートナーシップの資産から支払う。

(3) パートナーシップが本法に基づいて有罪となる場合は、違反について知らなかった若しくは違反を防ぐよう試みたことが証明されるパートナーを除いて、何れのパートナーもまた有罪とし、手続について責任を負い、相応に処罰される。

(4) 法人がなした本法に基づく違反が、その法人の取締役、管理職、秘書役若しくはその他の同様の幹部、又は当該資格で行為することを意図する者の同意又は黙認を以てなされたことが証明される場合は、その者も法人同様に有罪とし、手続について責任を負い、相応に処罰される。

第 108 条 規則を制定する権限

(1) 大臣は、次の目的で規則を制定することができる。

(a) 本法に基づいて制定することを要求される又は許可される規則の目的で

(b) 本法に基づき規定することを許可される又は要求される事項を規定するため

(c) 本法を施行する又は発効するために規定することが必要な又は便宜な事項を規定するため

(d) 登録官に対する手続又はその他の事項の実施について規定することが必要な又は便宜な事項を規定するため

(2) (1)の一般性を損なうことなく、当該規則は次の規定を定めることができる。

(a) 登録官に対する手続又はその他の事項の慣行及び手順に関して

(b) 出願書類又はその他の書類の提出方法に関して

(c) 出願、通知又は請求の裏付けとして定めることができる法定宣言書を作成するよう人に要求すること

(d) 書類の翻訳並びに翻訳文の提出及び認証を要求し、規制すること

(e) 書類の送達に関して

(f) 手続の不備の修正を許可すること

- (g) 本法に基づく手続に係りしてなすことを要求される事柄について期限を定めること
- (h) 定められた又は登録官が指定した、満了していない期限の延長に関して
- (i) 本法に基づく登録官に対する手続における宣誓供述書又は法定宣言書による証拠の付与に関して、及び
- (j) 次の回復に関して、すなわち、
 - (i) 取下げられたとみなされている申請、又は
 - (ii) 所定の又は登録官が指定した期限を遵守しなかったために、無効となった権利、又は失効した若しくは存在を失った事項、及び、当該回復の条件に関して。

第 109 条 経過規定

- (1) 附則 3 の規定は、1999 年 1 月 15 日の経過事項に関して効力を有する。
- (2) 大臣は、官報で公告する命令により、附則 3 を改訂して、自己が必要かつ便宜と認める更なる経過規定を制定することができる。

附則1（第60条） 団体標章

一般規定

1. (1) 本法の規定は、次の規定に従うことを条件として、団体標章に適用される。
(2) 本附則の適用上、「公告された」とは、公衆に利用可能になること（シンガポールであるか他の場所であるかを問わない）を意味し、手数料の納付の有無に拘らず、公衆がシンガポールの何れかの場所で権利について閲覧することができる場合は、文書は公告されたとみなされる。

団体標章を構成する標識

2. 団体標章に関し、第2条(1)の「商標」の定義における、ある者が業として取り扱う又は提供する商品又はサービスと、その他の者がかく取り扱う又は提供する商品又はサービスを区別することは、標章の所有者である団体の構成員が業として取り扱う又は提供する商品又はサービスと、団体の構成員ではない者がかく取り扱う又は提供する商品又はサービスを区別することと解釈する。

原産地表示

3. (1) 第7条(1)(c)に拘らず、商品又はサービスの原産地を指定するために取引で使用する標識又は表示で構成される団体標章は、登録することができる。
(2) ただし、当該標章の所有者は、（特に、地名を使用する権利を有する者による）工業又は商業上の事項における誠実な慣行に基づいて標章又は表示を使用することを禁じる権利を有さない。

標章は特徴又は意味に関して誤認を生じてはならないこと

4. (1) 団体標章は、公衆が標章の性質又は意味に関して誤認する虞のある場合は、特に団体標章以外の何かとみなされる虞のある場合は、登録されない。
(2) 登録官は従って、登録出願がなされている標章には、団体標章である旨の表示を含むよう要求することができる。
(3) 第14条(3)に拘らず、当該要求を満たすよう出願を補正することができる。

団体標章の使用を規制する規約

5. (1) 団体標章の登録出願人は、標章の使用を規制する規約を登録官に提出しなければならない。
(2) 規約には、標章の使用を許可された者、団体の加盟条件、及びもしあれば悪用に対する制裁を含め、標章の使用条件を明記しなければならない。
(3) 規約が従うべき更なる要件を、本法に基づき制定される規則により課すことができる。

登録官による規約の承認

6. (1) 団体標章は、標章の使用を規制する規約が次の通りでなければ、登録されない。
(a) 5. (2) 及び規則が課す更なる要件を満たすこと、及び
(b) 公序良俗又は容認された道德倫理に反さないこと

(2) 団体標章の登録出願日後、所定の期間の末日前に、出願人は規約を登録官に提出し、所定の手数料を納付しなければならない。

(3) 出願人が(2)を遵守しない場合は、出願は取り下げられたとみなされる。

7. (1) 登録官は、6. (1)に記載する要件が満たされているか否かを検討する。

(2) これらの要件が満たされていないと登録官が認める場合は、出願人に通知し、登録官が定める期間内に意見陳述する又は補正した規約を提出する機会を与える。

(3) 出願人が所定の期間内に応答したものの、これらの要件が満たされていることを登録官に納得させることができなかった場合、又はこれらの要件を満たすように補正した規約を提出しなかった場合は、登録官は、出願を拒絶することができる。

(3A) 出願人が所定の期間内に応答しなかった場合は、出願は取り下げられたとみなされる。

(4) これらの要件及び他の登録要件が満たされていると登録官が認める場合は、出願を認容し、第13条に従って手続を進める。

8. 規約は公告し、出願に異議申立することができるその他の理由に加えて、6. (1)に記載する事項に関して異議申立をなすことができる。

規約は閲覧に供すること

9. 登録団体標章の使用を規制する規約は、登録簿と同一の方法で公衆の閲覧に供する。

規約の補正

10. (1) 登録団体標章の使用を規制する規約の補正は、補正した規約が登録官に提出され、認容されない限りかつ認容されるまでは、有効ではない。

(2) 補正された規約を認容する前に、登録官は、そうすることを便宜と認める場合は、これを公告させることができる。

(3) 登録官がそうする場合は、異議申立は6. (1)に記載する事項に関して行うことができる。

侵害：許諾を受けた使用者の権利

11. 次の規定は、商標の使用権者に関してと同様に、登録団体標章の許諾を受けた使用者に関して適用される。

(a) 第27条(5)

(b) 第82条

12. (1) 次の規定(第44条の規定に対応するもの)は、登録団体標章の侵害に関する許諾を受けた使用者の権利について、有効とする。

(2) 許諾を受けた使用者は、自己と所有者の間に別段の趣旨の合意があればこれに従うことを条件として、自己の利益に影響を与える事項に関する侵害訴訟手続を提起するよう所有者に要求する権利を有する。

(3) 所有者が、

(a) そうすることを拒否した場合、又は

(b) 要求後2月以内にそうしなかった場合は、

許可を受けた使用者は、自己が所有者であるものとして、自己の名義で訴訟手続を提起することができる。

(4) 本項により侵害訴訟手続が提起された場合は、許諾を受けた使用者は、裁判所の許可なしに訴訟を進めることができないが、所有者が原告として参加するか、被告として加えられた場合はその限りでない。

(5) (4)は、許諾を受けた使用者単独による申請に対する中間判決による救済の付与に影響を与えるものではない。

(6) (4)にいう被告として加えられた所有者は、手続に参加しない限り、訴訟の費用に対する責任を負わない。

(7) 登録団体標章の所有者が提起した侵害訴訟手続において、許諾を受けた使用者が被る又は被る虞のある損害は考慮されるものとし、裁判所は原告が当該使用者の代わりに金銭的救済の収益を保有する範囲まで、適切と認める指示を与えることができる。

登録取消の理由

13. 第 22 条に定める取消理由とは別に、団体標章の登録は、次を理由に取り消すことができる。

(a) 所有者が標章を使用する方法が、4. (1)にいう方法で公衆を誤認させる虞を生じさせたこと、又は

(b) 所有者が標章の使用を規制する規約を遵守しなかった若しくはその遵守を保証しなかったこと、又は

(c) 規約の補正がなされ、規約が、

(i) 5. (2) 及び規則により課された更なる条件に合致しなくなったこと、又は

(ii) 公序良俗若しくは道徳に反するようになったこと

登録無効の理由

14. 第 23 条に定める無効理由とは別に、団体標章の登録は、標章が 4. (1) 又は 6. (1) の規定に違反して登録されたという理由で、無効を宣言することができる。

附則 2 (第 61 条) 証明標章

一般規定

1. (1) 本法の規定は、本附則の規定に従うことを条件として、証明標章に適用される。
(2) 本附則の適用上、「公告された」とは、公衆に利用可能になること(シンガポールであるか他の場所であるかを問わない)を意味し、手数料の納付の有無に拘らず、公衆がシンガポールの何れかの場所で権利について閲覧することができる場合は、文書は公告されたとみなされる。

証明標章を構成する標識

2. 証明標章に関し、第 2 条(1)の「商標」の定義における、ある者が業として取り扱う又は提供する商品又はサービスと、その他の者がかく取り扱う又は提供する商品又はサービスを区別することは、業として取り扱う又は提供する商品又はサービスで第 61 条(1) (b)にいう方法で証明されたものと、かく証明されていないものとを区別することと解釈する。

原産地表示

3. (1) 第 7 条(1) (c)に拘らず、商品又はサービスの原産地を指定するために取引で使用する標識又は表示で構成される証明標章は、登録することができる。
(2) ただし、当該標章の所有者は、(特に、地名を使用する権利を有する者による)工業又は商業上の事項における誠実な慣行に基づいて標章又は表示を使用することを禁じる権利を有さない。

標章所有者の事業の性質

4. 証明標章は、その所有者が証明された種類の商品又はサービスの供給に関わる事業を営んでいる場合は、登録されない。

標章は特徴又は意味に関して誤認を生じてはならないこと

5. (1) 証明標章は、公衆が標章の特徴又は意味に関して誤認する虞のある場合は、特に証明標章以外の何物かとみなされる虞のある場合は、登録されない。
(2) 登録官は従って、登録出願がなされている標章には、証明標章である旨の表示を含むよう要求することができる。
(3) 第 14 条(3)に拘らず、当該要求を満たすように出願を補正することができる。

証明標章の使用を規制する規約

6. (1) 証明標章の登録出願人は、標章の使用を規制する規約を登録官に提出しなければならない。
(2) 規約には、標章の使用を許可された者、標章によって証明される特徴、証明する団体がその特徴を試験し、標章の使用を監督する方法、標章の使用に関連して納付すべき手数料(もしあれば)、及び紛争解決手続を示さなければならない。
(3) 規約が従うべき更なる要件を、本法に基づき制定される規則により課すことができる。

規約の承認等

7. (1) 証明標章は、次の場合でなければ登録されない。

(a) 標章の使用を規制する規約が、

(i) 6. (2) 及び規則が課す更なる要件を満たすこと、かつ

(ii) 公序良俗又は容認された道德倫理に反さないこと、並びに

(b) 出願人が標章が登録される商品又はサービスを証明する能力を有すること

(2) 証明標章の登録出願日後、所定の期間の末日前に、出願人は規約を登録官に提出し、所定の手数料を納付しなければならない。

(3) 出願人が(2)を遵守しない場合は、出願は取り下げられたとみなされる。

8. (1) 登録官は、7. (1)に記載する要件が満たされているか否かを検討する。

(2) これらの要件が満たされていないと登録官が認める場合は、出願人に通知し、登録官が定める期間内に意見陳述するか、補正した規約を提出する機会を与える。

(3) 出願人が所定の期間内に応答したものの、これらの要件が満たされていることを登録官に納得させることができなかった場合、又はこれらの要件を満たすように補正した規約を提出しなかった場合は、登録官は、出願を拒絶することができる。

(3A) 出願人が所定の期間内に応答しなかった場合は、出願は取り下げられたとみなされる。

(4) これらの要件及び他の登録要件が満たされていると登録官が認める場合は、出願を認容し、第13条に従って手続を進める。

9. 規約は公告し、出願に異議申立をすることができるその他の理由に加えて、7. (1)に記載する事項に関して異議申立をなすことができる。

規約は閲覧に供すること

10. 登録された証明標章の使用を規制する規約は、登録簿と同一の方法で公衆の閲覧に供する。

規約の補正

11. (1) 登録証明標章の使用を規制する規約の補正は、補正した規約が登録官に提出され、認容されない限りかつ認容されるまでは、有効ではない。

(2) 補正された規約を認容する前に、登録官は、そうすることを便宜と認める場合は、これを公告させることができる。

(3) 登録官が規約を公告する場合は、異議申立は、7. (1)に記載する事項に関して行うことができる。

登録証明標章の譲渡に対する同意

12. 登録証明標章の譲渡又はその他の移転は、登録官の同意がなければ、有効ではない。

侵害：許可を受けた使用者の権利

13. 次の規定は、商標使用权者に関してと同様に、登録証明標章の許可を受けた使用者に関して適用される。

(a) 第 27 条(5)

(b) 第 82 条

14. 登録証明標章の所有者が提起した侵害訴訟手続において、許可を受けた使用者が被る又は被る虞のある損害は考慮されるものとし、裁判所は原告が当該使用者の代わりに金銭的救済の収益を保有する範囲まで、適切と認める指示を与えることができる。

登録取消の理由

15. 第 22 条に定める取消理由とは別に、証明標章の登録は、次を理由に取り消すことができる。

(a) 所有者が 4. に記載したような事業の営業を開始したこと

(b) 所有者が標章を使用する方法が、5. (1)にいう方法で公衆を誤認させる虞を生じさせたこと

(c) 所有者が標章の使用を規制する規約を遵守しなかった若しくはその遵守を保証しなかったこと

(d) 規約の補正がなされ、規約が、

(i) 6. (2) 及び規則により課された更なる条件に合致しなくなったこと、若しくは

(ii) 公序良俗若しくは道徳に反するようになったこと、又は

(e) 所有者が、標章が登録される商品若しくはサービスを証明する能力がなくなったこと

登録無効の理由

16. 第 23 条に定める無効理由とは別に、証明標章の登録は、標章が 4. , 5. (1) 又は 7. (1) の規定に違反して登録されたという理由で、無効を宣言することができる。

附則 3 (第 109 条) 経過規定

序

1. (1) 本附則において、文脈上他に要求されない限り、
「既存の登録標章」とは、1999 年 1 月 15 日直前の商標法 (Cap. 332, 1992Ed.) に基づき登録されている商標又は証明商標をいう。
「旧法」とは、廃止法及び 1999 年 1 月 15 日直前の既存の登録標章に適用されるその他の制定法又は規則をいう。
- (2) 本附則の適用上、
 - (a) 1999 年 1 月 15 日前になされたが最終決定がなされていない出願は、同日において係属中として扱われる。及び
 - (b) 出願がなされた日は、廃止法に基づく出願日とする。

既存の登録標章

2. (1) 既存の登録標章が、廃止法の下に保管される登録簿の A 部又は B 部に登録されている場合は、本法の適用上、登録商標である。
 - (2) 廃止法に基づいて保管される登録簿に証明商標として登録されている既存の登録標章は、本法の適用上、登録証明標章である。
 - (3) 廃止法に基づいて保管される登録簿に連続商標として登録されている既存の登録標章は、本法の適用上、新規登録簿に同様に登録される。
 - (4) その他の場合は、既存の登録標章が他の標章と関連することを示す注記は、1999 年 1 月 15 日に失効する。
3. (1) 1999 年 1 月 15 日直前の既存の登録標章に関して廃止法に基づいて保管される登録簿に記入された条件は、同日をもって失効する。
 - (2) 廃止法第 39 条 (3) に基づく手続で 1999 年 1 月 15 日に係属中のものは、旧法に基づいて処理し、必要な変更を新規登録簿に行う。
 - (3) 1999 年 1 月 15 日直前の既存の登録標章に関して廃止法に基づいて保管される登録簿に記入された権利の部分放棄又は制限は、新規登録簿に移転されたとみなされ、本法第 30 条に従って登録簿に記入されたものとしての効果を有する。

登録の効果：侵害

4. (1) 本法第 26 条から第 29 条までは、1999 年 1 月 15 日より既存の登録標章に関して適用され、本法第 31 条は、(3) に従うことを条件として、同日後になされた既存の登録標章の侵害に関して適用される。
 - (2) 旧法は、1999 年 1 月 15 日前になされた侵害に関して、引き続き適用される。
 - (3) 旧法に基づく既存の登録標章の侵害とならなかった使用を本法施行後に続けることは、次の侵害ではない。
 - (a) 既存の登録標章、又は
 - (b) その識別的な要素が既存の登録標章のものと同一若しくは実質的に同一であり、同一の商品若しくはサービスについて登録されている登録商標

侵害にあたる商品、材料又は物品

5. 本法第 33 条は、製造が 1999 年 1 月 15 日の前か後かを問わず、侵害にあたる商品、材料又は物品に適用される。

使用権者又は許諾を受けた使用者の権利及び救済

6. (1) 本法第 44 条は、1999 年 1 月 15 日前に付与されたライセンスに適用されるが、同日後になされた侵害に関してのみとする。

(2) 本法附則 2 の 14. は、1999 年 1 月 15 日後になされた侵害に関してのみ適用される。

登録標章の共有

7. (1) (2) に従うことを条件として、本法第 37 条の規定は、1999 年 1 月 15 日より、同日直前に共有者として 2 以上の者が登録された既存の登録標章に適用される。

(2) 共有者間の関係が廃止法第 12 条(11)に記載するままである限り、本法第 37 条(1)及び(3)の運用を除外する合意があるとみなす。

登録標章の譲渡等

8. (1) 本法第 38 条は、既存の登録標章に関して 1999 年 1 月 15 日後に発生する取引及び事由に適用され、旧法は同日前に発生する取引及び事由に関して引き続き適用される。

(2) 登録商標及び商標登録出願の利益の譲渡に関する廃止法に基づき保管される登録簿への記入事項は、1999 年 1 月 15 日に本法に基づき保管される登録簿へ移転されたとみなされ、本法第 39 条に基づいてなされたものとしての効果を有する。

(3) (2) にいう記入を、本法に基づきなされる記入に必要な様式と同一の様式で行うための規定を規則により定めることができる。

(4) 登録商標の譲渡又は商標登録出願の利益の譲渡の登録申請で、1999 年 1 月 15 日前に登録官になされたものは、本法第 39 条に基づく登録申請として扱われ、相応に進められる。

(5) 登録官は、本法の要件を満たすように、申請人に対しその申請を補正するよう求めることができる。

(6) 廃止法第 43 条に基づく登録申請で、登録官により決定されたが 1999 年 1 月 15 日前に最終的に決定されないものは、旧法に基づいて処理され、(2) 及び(3)は、結果として生じる登録簿への記入に関して適用される。

(7) 1999 年 1 月 15 日前にある者が譲渡又は移転により既存の登録標章の権利を与えられたがその所有権を登録していない場合は、同日後の登録申請は、本法第 39 条に基づいて行う。

(8) (4) 又は(7)が適用される場合に、廃止法第 43 条(2)は登録しなかったことの結果に関して引き続き適用される(本法第 39 条(3)及び(4)は適用されない)。

登録標章のライセンス許諾

9. (1) 本法第 42 条及び第 43 条(2)は、1999 年 1 月 15 日後に付与されたライセンスに関してのみ適用され、旧法は、同日前に付与されたライセンスに関して引き続き適用される。

(2) 廃止法第 30 条に基づく既存の登録は、1999 年 1 月 15 日に本法に基づき保管される登録簿に移管されたとみなされ、本法第 39 条に基づきなされたものとしての効果を有する。

(3) (2)にいう登録を，本法に基づきなされる登録に必要な様式と同一の様式で行うための規定を規則により定めることができる。

(4) 登録使用者としての登録申請で，1999年1月15日に登録官に対して係属中のものは，本法第39条(1)に基づくライセンスの登録申請として扱われ，相応に進められる。

(5) 登録官は，本法の要件を満たすように，出願人に対しその出願を補正するよう求めることができる。

(6) 登録使用者としての登録出願で，登録官により決定されたが1999年1月15日前に最終的に決定されないものは，旧法に基づいて処理され，(2)及び(3)は，結果として生じる登録簿への記入に関して適用される。

(7) 廃止法第30条(9)又は(10)に基づく手続で，1999年1月15日に係属中のものは，旧法に基づき処理され，必要な変更を新規登録簿になすものとする。

係属中の登録出願

10. (1) 11. に従うことを条件として，旧法に基づく標章登録出願で，1999年1月15日に係属中のものは，旧法に基づき処理され，登録されたならば，標章は本附則の適用上，既存の登録標章として扱われる。

(2) 本法第108条に基づき，慣行及び手続に関して並びに同条(2)に記載する事項に関して規則を制定する大臣の権限は，当該出願に関して行使可能とし，当該出願について，他の出願のための規定とは異なる規定を定めることができる。

(3) 廃止法第26条は，1999年1月15日後の登録出願の処理においては考慮されない。

(4) (6)に従うことを条件として，標章がぶどう酒又は蒸留酒に関する地理的表示を含み又はこれで構成され，その標章が地理的表示が示す原産地から産出しないぶどう酒又は蒸留酒に関して使用されている又は使用を意図されている場合は，当該標章は本項に基づいて登録されない。

(5) 標章がぶどう酒又は蒸留酒(場合による)の真正の原産地の表示，又は「種類」，「型」，「様式」，「模造品」その他の表現を有する若しくはこれらを伴うか否かを問わず，かつ，地理的表示が当該標章において表現される言語とは無関係に，(4)が適用される。

(6) 次の場合，すなわち，

(a) 1999年1月15日前，又は

(b) 問題の地理的表示がその原産国において保護される前に，登録出願人又はその前権利者により出願が善意でなされた，又は業として引き続き善意で使用されていた場合は，標章は，(4)により登録を拒絶されない。

(7) 問題の地理的表示がその原産国において，

(a) 保護されなくなった場合，又は

(b) 不使用となった場合は，

標章は，(4)により登録を拒絶されない。

係属中の出願の切替え

11. (1) 1999年1月15日前に廃止法第18条に基づき公告されなかった係属中の登録出願の場合は，出願人は，標章の登録可能性を本法の規定に従って決定させるよう主張する通知を登録官に行うことができる。

(2) 通知は本法第 76 条に基づき登録官によって公告された関連の様式によるものとし、適切な手数料を添付し、1999 年 1 月 15 日後 6 月以内に行わなければならない。

(3) 正当に与えられた通知は取消不能であり、出願が 1999 年 1 月 15 日直後になされたものとして扱われる効果を有する。

外国出願からの優先権主張

12. 本法第 10 条は、その条約出願が 1999 年 1 月 15 日前になされたにも拘らず、同日後になされた本法に基づく登録出願に適用される。

13. (1) 1999 年 1 月 15 日前に、廃止法第 75 条が適用される外国で締約国ではない国において商標の保護を求める出願(本項では「関連の外国出願」という)をある者が正当になした場合は、当該人又はその権原承継人は、同一の商品又はサービスの一部又は全部について本法に基づき同一の標章を登録する目的で、関連の外国出願の提出日から 6 月の間、優先権を有する。

(2) 本法に基づく登録出願が、当該 6 月の期間内になされた場合は、

(a) 何れの権利を優先するかを決定する目的でいう関連の日とは、関連の外国出願の提出日とする。

(b) 商標の登録可能性は、同日から本法に基づく出願日までの期間のシンガポールにおける標章の使用により影響されない。

(3) (1) にいう外国において、国内法規又は国際協定に基づく通常の内出願と同等の出願は、優先権を生じるものとみなされる。

(4) (3) の適用上、「通常の内出願」とは、出願のその後の結果に拘らず、出願が同国においてなされた日を決定するのに十分な出願を意味する。

(5) 関連の外国出願と同一の主題に関するその後の出願が同一の国でなされた場合は、その後の出願の時点で、

(a) 従前の出願が公衆の閲覧のために公開されずに、かつ、未行使の権利を残さずに、取り下げられた、放棄された又は拒絶された場合、及び

(b) 優先権主張の根拠として未だ機能していない場合は、

関連の外国出願(出願日は優先権期間の開始日である)とみなされ、従前の出願は、その後優先権主張の根拠として機能することができない。

(6) 大臣は、関連の外国出願に基づく優先権主張の方法を定める規則を制定することができる。

(7) 関連の外国出願の結果生じる優先権は、出願と共に又は別個に譲渡又は別途移転することができ、(1) において出願人の「権原承継人」というときは、相応に解釈する。

(8) 本項の如何なる規定も、1999 年 1 月 15 日前になされた廃止法に基づく登録出願手続には影響しない。

登録の更新

14. 本法第 19 条は、既存の登録標章の更新が 1999 年 1 月 15 日以後に期日となるものに適用され、その他の場合は、旧法が引き続き適用される。

係属中の登録標章の変更申請

15. 廃止法第 38 条に基づく申請で、1999 年 1 月 15 日に係属中のものは、旧法に基づいて処理され、必要な変更を新規登録簿になす。

使用

16. (1) 廃止法第 40 条に基づく申請で、1999 年 1 月 15 日に係属中のものは、旧法に基づいて処理され、必要な変更を新規登録簿になす。

(2) 本法第 22 条(1) (a) 又は(b)に基づく申請は、1999 年 1 月 15 日後のいつでも既存の登録標章に関してなすことができる。

(3) ただし、廃止法第 41 条により登録された既存の登録標章の登録取消のための(2)にいう申請は、1999 年 1 月 15 日後 5 年以上経過するまでなすことができない。

修正等の申請

17. (1) 廃止法第 37 条又は第 39 条に基づく申請で、1999 年 1 月 15 日に係属中のものは、旧法に基づいて処理され、必要な変更を新規登録簿になす。

(2) 本法第 23 条に基づく手続の適用上、これが既存の登録標章に関して適用される場合は、本法の規定は、重要なすべての時期において効力を有していたとみなされる。ただし、既存の登録標章の登録の有効性に対する異議申立が、本法第 8 条(3)に明記する理由によって、行うことができない場合を除く。

証明標章の使用を規制する規約

18. (1) 廃止法第 68 条に従って登録官に伝達された既存の登録証明標章の使用を規制する規約は、1999 年 1 月 15 日後は、本法附則 2 の 6. に基づき提出されたものとして扱われる。

(2) 1999 年 1 月 15 日に係属中の規約の補正請求は、旧法に基づき処理される。

争点とされた登録の有効性の証明書

19. 廃止法第 54 条に基づき 1999 年 1 月 15 日前に与えられた証明書は、本法第 102 条に基づき与えられたものとしての効果を有する。

法制定の歴史（省略）

比較表（省略）